

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会

「親亡き後等の問題」解決策
検討結果報告書

平成 28 年 7 月

「親亡き後等の問題」解決策検討結果報告書

目次

はじめに	2
第1章 「親亡き後等の問題」を構成する課題.....	4
1 「親亡き後等の問題」とは	4
2 「親亡き後等の問題」を構成する課題	6
(1) 課題1 意思決定支援・生活支援（P10～）	7
(2) 課題2 居住の場（P18～）	8
(3) 課題3 社会参加の場（P22～）	8
(4) 課題4 経済面の問題（P28～）	8
(5) 課題5 相談体制の充実（P32～）	9
(6) 課題6 地域福祉の推進（P36）	9
第2章 各課題の分析.....	10
1 「課題1 意思決定支援・生活支援」.....	10
(1) 支援体制の充実.....	11
(2) 訓練する場と機会の充実	14
2 「課題2 居住の場」.....	18
(1) 自宅（持ち家・民間賃貸住宅・公営住宅）	19
(2) グループホーム（共同生活援助）	20
(3) 障害者支援施設（施設入所支援）	21
3 「課題3 社会参加の場」.....	22
(1) 日中活動の場	23
(2) 集いの場	24
(3) 居場所としての社会的就労.....	26
4 「課題4 経済面の問題」.....	28
(1) 就労の場.....	29
(2) 年金・手当等	30
(3) 資産管理.....	31
5 「課題5 相談体制の充実」.....	32
(1) 相談支援が必要な状況	32
(2) 相談支援におけるポイント.....	33
6 「課題6 地域福祉の推進」.....	36
第3章 「親亡き後等の問題」解決のための施策について	38
施策1 情報共有シート（通訳ブック）活用の仕組みの構築.....	39
施策2 親亡き後等の問題に必要な情報を集約したパンフレットの作成等の広報活動	39
施策3 障害者支援施設に入所している人への対応.....	40

施策 4	就労継続支援 B 型事業所間の連携強化を図るための支援	40
施策 5	相談支援の拠点の整備	41
施策 6	ボランティアの確保・育成及びボランティアによる支援体制の整備	42
施策 7	家庭内での訓練への支援体制の構築	43
施策 8	ショートステイ施設及びグループホームの整備促進	44
施策 9	自助会の活動の場の確保・情報発信等に関する支援	45
施策 10	地域のつながりの再構築	46
おわりに	50
参考資料	52
	別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会設置要綱	52
	別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会委員名簿	54
	別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会開催結果	55
	別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例	56

はじめに

平成 26 年 4 月 1 日、本市は、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会である「共生社会」実現への強い意志を持って、「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」（通称「ともに生きる条例」）を施行した。以後本市では、「ともに生きる条例」に基づき、市民の障がいへの理解を深める啓発活動、合理的配慮の推進、障がいを理由とする差別の解消に関する施策など様々な形態による取組を実施し、共生社会の実現へと歩みを進めているところである。

平成 28 年 4 月 1 日には、国が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を施行し、大分県も「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（県条例）」を施行した。いずれも、「ともに生きる条例」と同様に、共生社会の実現をめざすものである。このように、共生社会に向けて社会全体で動き出す機運は、いっそう高まっている。

ところで、障がいのある人の多くは、家族などの身内から、大なり小なりの支援を受けて生活している。そうした人が、何らかの理由で身内からの支援を受けることができない状況に陥ったときには、どのようにして生活していけばいいのか、というのが「親亡き後等の問題」である。この「親亡き後等の問題」は、障がいのある人やその保護者にとって非常に切実な問題であると同時に、一朝一夕には解決することのできない困難な問題である。しかし、共生社会を実現するためには、その解決は避けて通ることはできない。

「ともに生きる条例」は、別府市障害者自立支援協議会の答申に基づいて形作られた。答申では、以下のことが示されている。

（条例案に明記すべき事項）

市は、障がいのある人の保護者等が死亡した後等の問題を解決するため、総合的な施策を策定する専門家会議を設置すること。

（その考え）

障がいのある人とその家族の多くが、「親が亡くなった後、残された子どもはどうなるのか」、「世話を誰がするのか」、「入れる施設はあるのか」など強い不安を持っている。また、「親が高齢化して世話ができなくなっている」、「子どもの介護のために働けない」などの声も多い。

障がいのある人もない人も、誰もが安心して安全に暮らせる社会を実現するためには、親亡き後等の問題に対する総合的な施策を樹立することが必要不可欠であるところ、現状は、こうした施策の検討が全くできていない。そのために、まず、専門家会議を設置し、この答申に基づいて、市としての基本的な対策を検討することが必要である。

こうした意見を踏まえ、ともに生きる条例は、「市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする」とし、「親亡き後等の問題」の解決のための施策を策定・実施する旨明記している（第 23 条）。これは、他の自治体の類似条例にはない本市独自の規定である。

この規定に基づき、親亡き後等の問題に対する解決策となる総合的な施策を検討するために設置されたのが本委員会である。本委員会は、平成26年4月から平成28年までに、13回にわたり会議を開催し、また議論の途中で、2つの部会を設置し個別の論点について議論するなどして、解決策の検討を行った。

本報告書では、第1章において委員会の議論の中で整理した6つの課題を挙げ、第2章において各課題を分析した結果浮かび上がった現状の問題点とそれに対する解決の方向性を示し、第3章において問題解決に資する具体的施策を示している。なお、本報告書作成に当たっての分析・検討は、できる限り現に親亡き後等の問題による不安にさらされている障がいのある人や保護者の立場に立って行ったつもりである。

市におかれては、障がいのある人や保護者の「親亡き後等の問題」への切実な気持ちに思いを馳せていただきたい。そして、本報告書で示した内容を十分にくみ取り、施策につなげていただきたい。

本報告書が、「親亡き後等の問題」の解決への道筋を示すものとなれば、幸いである。

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会

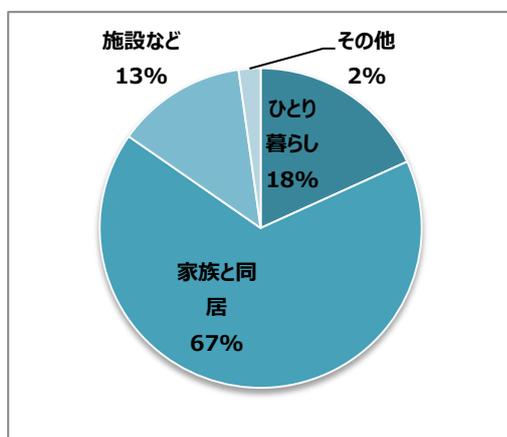
委員長 松 永 忠

第1章 「親亡き後等の問題」を構成する課題

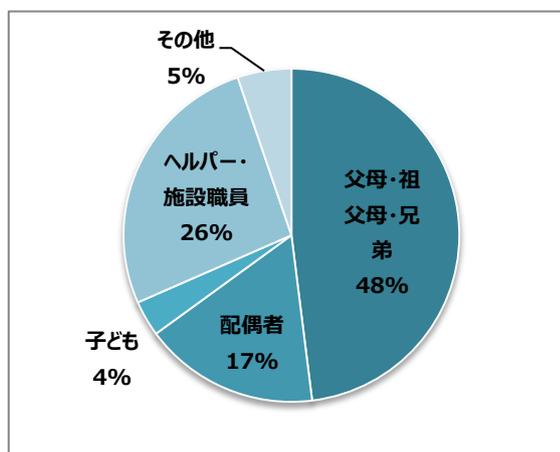
1 「親亡き後等の問題」とは

障がいのある人の多くは、程度の差はあっても、様々な場面で他者の支援を受けて生活を送っている。そして、ほとんどの場合、その支援は同居などの家族が担っている。別府市第3期障がい者計画¹（平成27年3月策定）策定時のアンケート調査（平成26年11月実施）の結果を見ると、障がいのある人の約3人に2人が家族と同居していること（図1）、また、介助を受けている障がいのある人のうち、約7割の人が父母・祖父母・兄弟・配偶者・子どもといった近い身内から主に介助を受けていること（図2）が分かる。

（図1）障がいのある人の住まい



（図2）主な介助者



同居などの家族に頼って生活している障がいのある人が多いのは、障がいのある人の世話は身内がするものという社会通念があること、社会資源の中に、保護者（親や祖父母、兄弟、配偶者などの身内で障がいのある人の支援を行う人）に代わる存在がないことなどが背景にあると考えられる。多くの障がいのある人の日常生活・社会生活は、保護者の支援がなければ成り立たないというのが現実である。

しかし、保護者が障がいのある人より先に亡くなったり、高齢その他の理由により障がいのある人を保護できなくなることは現実として起きている。また、現在はまだ保護者の支援のもと生活を送ることができている障がいのある人とその保護者も、いつか保護者がいなくなってしまうという不安を抱きながら生活することを余儀なくされている。これが、「親亡き後等の問題」である。

先述したアンケート調査の自由意見では、

- ・ 一人暮らしになり発作を起こしたことに誰も気づいてくれなかったら、どうなるのだろうかと不安になる（精神障がいのある人の保護者）。
- ・ 身の周りの世話（お風呂や洗濯物を干すなど）は誰が見てくれるだろうか。家の中で転んでし

¹ 障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として策定したもので、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的事項を定めている。第3期計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間である。

まった時、ひとりだと助けが呼べないのではないか（身体障がいのある人の保護者）。

- ・ 子どもが大人になった時、ホームに入所させたいが、現実問題空きもなく、今のままでは入所することさえもできないと言われそれが一番の不安です。自分が死んでしまったりした時にパニックになるのでは。なので、一人で生活・共同生活できる場が欲しいです（知的障がいのある人の保護者）。

など、親亡き後等の問題について強い不安の声が寄せられている。

親亡き後等の問題は、障がいのある人を支援する保護者にとっての、また保護者の支援を受けている障がいのある人にとっての将来の問題であるとともに、まさに「親亡き後等」に至っている人にとっての現在進行形の問題でもあるため、解決策の検討が急がれている。



2 「親亡き後等の問題」を構成する課題

「親亡き後等の問題」は、保護者に代わる支援者をどうするか？安心して住むことができる場所は？日中活動の場は？生活に必要な収入は？困ったときの相談相手は？など、様々な要素で構成されている。本委員会では、こうしたポイントを次の6つの課題としてまとめ、分析を行った(図3)。

(図3) 「親亡き後等の問題」を構成する課題



(1) 課題 1 意思決定支援・生活支援 (P 10～)

障がいのある人の中には、日常生活のこまごました意思決定に支援が必要な人や普段の生活を行うに当たって支援が必要な人が多くいる。これらの支援は保護者が行うケースが多く、保護者に代わりこれらの支援を行う人や機関などがいないのが現状である。

ア 意思決定支援

私たちの日々の暮らしは、様々な意思決定の連続で形作られている。私たちは、普段それらの意思決定をほとんど無意識に行っているが、知的障がいや発達障がい、精神障がいのある人にとっては、日常的なこまごました意思決定であっても、他者の支援なしに行うことが難しいものである。そしてほとんどの場合は、一緒に住んでいる家族などが主な支援者となっていて、家族に代わる支援の担い手がいないのが現状である。

意思決定支援は、意思形成支援と意思表示支援からなるが、知的障がいや発達障がい、精神障がいのある人には、いずれの支援も必要となることが多い。また、身体障がいのある人の中には、自力での意思表示が困難なため、意思表示に支援が必要な人もいる。

障害者総合支援法²の施行3年経過による施策見直しの検討過程で、厚生労働省社会保障審議会³（障害者部会）が取りまとめた報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて（案）」（平成27年12月14日）でも、意思決定支援に関して、「意思決定支援ガイドライン」を作成するなどの取組案が示されている。このように、国も「意思決定支援体制」について検討を進めているが、現状では具体的な施策には着手されていない。

イ 生活支援

障がいのある人の多くは、支援を受けずに一人で生活を送ることが難しい、すなわち身の周りのことなどをする「生活スキルが不足している」状態にあるため、「生活支援」を必要としている。生活支援には、日常生活・社会生活を送る上で必要となる支援で、身体的な介護だけでなく、見守りや金銭管理、契約などの法律行為の手助けなど、様々な形態の支援が含まれる。

「親亡き後等の問題」を解決するためには、こうした障がいのある人が、他者に支えられながら自分の人生を自分らしく生きていける社会になっていかなければならない。そのためには、まずは保護者以外にも生活支援を担う存在を確保していくことが必要となる。

また、自己実現という意味でも、身の周りのことなど生活を送るために必要なことについて自分でできることを増やしていく仕組みも必要となる。

さらに、発達障がいや精神障がいのある人にしばしば見られるが、家族以外の人から支援を受けた機会が少なかったり、特定の人としかコミュニケーションがとれないなど、他者から支援を受けるスキルを持たないために、支援を受けられない人がいる。このような支援を受けるスキルである「受援助能力」を身につけていくことも必要である。

² 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者自立支援法を改正し、平成25年4月1日に施行された。

³ 厚生労働省に置かれている審議会等の一つで（厚生労働省設置法第6条第1項）、大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項等を調査審議する機関である（同法第7条第1項）。障害者部会は、社会保障審議会に設置されている部会の一つ。

(2) 課題2 居住の場 (P18～)

私たちが生きていく上で基盤となるものに「居住の場」がある。障がいのある人にとって、親亡き後等の居住の場をどうするかということは、どのように生きていくかということにつながることから、非常に重要な問題である。

居住の場として考えられるものとしては、「自宅（持ち家・民間賃貸住宅・公営住宅）」「グループホーム⁴」、「障害者支援施設⁵」が挙げられる。

(3) 課題3 社会参加の場 (P22～)

障がいのある人の社会参加は、社会に存在する様々な「場」や「機会」を活用して他者と出会ったり、様々な経験をしたり、自らの思いを実現することをめざすが、少なくとも居住の場から離れ、外の世界に出ていくことができるだけでも、社会とのつながりを持ち、孤立を防ぐという意味合いがある。

社会の中に、様々な特性を持つ人が参加可能な「場」や「機会」が用意され、様々な活動に参加できるようにするための支援を推進することが必要で、まずは多様な「場」が用意されなければならない。社会参加の場として考えられるものは、日中活動の場としての地域活動支援センター⁶の整備や生活介護⁷の充実、集いの場としての自助グループ支援、文化・スポーツ等の活動、地域レベルでの諸活動があり、さらに社会的就労も社会参加の場としての機能を持つことが考えられ、その充実が望まれる。

(4) 課題4 経済面の問題 (P28～)

障がいのある人が生活していく上で重要な問題に、経済面、つまり生計費をどのように確保していくかという問題がある。所得を得るために就労の場と機会を拡充すること、年金・手当等の適正受給のための申請支援、そして、資産管理の問題を解決することが必要と考えられる。

⁴ 障害福祉サービスの一つである共同生活援助を行う施設で、介護を要しない障がいのある人が共同生活を送る住宅をいう。

⁵ 障害福祉サービスの一つである施設入所支援を行う施設で、障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける施設をいう。

⁶ 障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設をいう。

⁷ 常時介護を要する障害程度が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設などで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスをいう。

(5) 課題5 相談体制の充実（P32～）

親亡き後等の問題では、障がいのある子どもの将来像を描けないという漠然とした不安がある。また、実際に保護者の支援が受けられなくなったとき、障がいのある人が困難に直面した場合にどこを頼って良いか分からないという現実的な不安がある。さらに、地域で暮らす障がいのある人、特に精神障がい、発達障がい、医療依存度の高い重度障がいのある人々にとっては、急に症状が悪化したりした場合などの緊急時の不安もある。

これらの不安への対応については、相談機関が担うことが期待されるが、現在の相談体制が十分でないところからこれらの不安が生じているのも事実である。そこで、まず、現状の相談体制の充実を図るほか、新たな相談体制の構築やその周知・啓発が不可欠である。

必要なとき、困ったときに直ちに多種多様な困りごとに対応できる相談が可能な状況ができてこそ、保護者が子どもの将来像を描く手助けとなるし、保護者や障がいのある人の不安を軽減することになる。

(6) 課題6 地域福祉の推進（P36）

「施設から地域へ」という国の方針もあり、今後はこれまで以上に地域で暮らす障がいのある人が増加していくことが想定される。地域で暮らす障がいのある人にとっては、日常生活でも、災害などの緊急時でも、身近なところで手助けを受けることができる状態が望ましいことはいまでもない。そこで、地域単位での見守りその他の支援が手厚く受けられる体制を推進していく必要がある。

そもそも、障がいの有無に関わらず、人が生活する上で地域との関わりは不可欠なものであるから、いかにして地域住民の理解を深め、地域のつながりを構築していくか、ということについて検討する必要がある。

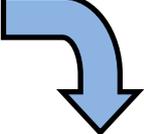
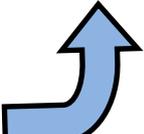
第2章 各課題の分析

1 「課題1 意思決定支援・生活支援」

意思決定支援及び生活支援の問題に関しては、次の2つの視点が重要である。

- ① 保護者以外にも生活支援を担う存在を確保するなど、生活支援を充実させていくこと。
- ② 自分でできることを増やしていくため、また「受援助能力」（他者からの支援を円滑に受けるスキル）を身につけるため、訓練する場と機会を充実させていくこと。

(図4) 「課題1 意思決定支援・生活支援」の整理表

(1) 支援体制の充実				
意思決定支援、自力でできない生活支援を充実させる。身体介助以外にも、見守りや金銭管理なども必要である。				
ア 様々な場面での見守り（切れ目のない見守り）	イ 障がいのある人の特性等の情報共有（本人の特性などの情報を支援者間などで共有する仕組み）	ウ 介護等の提供体制の充実（居宅介護、生活介護、障害者支援施設、グループホーム等での支援）	エ 成年後見制度・日常生活自立支援事業（財産管理等に活用できる支援制度）	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;"> 他者からの支援を受けながら、自分の生活を自分の意思で選択できる状態 </div> 
(2) 訓練する場と機会の充実				
自分でできることを増やしていくため、「受援助能力」を身につけるための訓練の場と機会を充実させる。				
ア 家庭内での訓練（幼少期からの訓練の場として重要）	イ 保育所・幼稚園・児童発達支援・保育所等訪問支援、特別支援学校・放課後等デイサービス（未就学児、就学児の訓練の場であるこれらの充実）	ウ 機能訓練、生活訓練（これらの充実のため、職員のスキル向上が必要）	エ ショートステイ（保護者から離れ、保護者以外の支援者から支援を受ける訓練の場として活用できる。）	
オ 一般就労、就労継続支援A型・B型事業所（生活スキルの獲得の場として活用できる。）				

(1) 支援体制の充実

意思決定支援では、支援者が身近にいて、行動特性などを含め本人を良く理解していることが必要であるため、そうした仕組みをつくる必要がある。

生活支援では、見守り体制の構築や既存の支援制度のさらなる充実、金銭管理等の法的行為の手助けなどが検討事項として挙げられる。

ア 様々な場面で見守りを受ける体制

障がいの種別や程度により、必要となる支援の内容は異なる。中には、常に見守りなどの支援が必要な人もいる。そのため、自宅・グループホームなどの居住の場、職場、生活介護、外出時その他日常生活のあらゆる場面で、切れ目のない見守りを受けることができる体制が必要である。

自宅での見守りは、現状では主に保護者が担っているが、自宅での見守りを支援する存在、そして最終的には任せることができる存在を作り上げていく必要がある。また、保護者に代わる見守りの担い手は、これまでクローズアップされていなかった意思決定支援の主体としても機能するようにならなければならない。新たな担い手として考えられるのは、ボランティアや福祉団体、NPOなどが挙げられる。

就労している人については、職場での見守りも必要である。職場では、一般就労であれば業務管理者、就労継続支援⁸であれば担当職員などが考えられる。

その他、自助会や民生委員・児童委員、自治会、近隣の人など、考えられる全ての人を支援のネットワークに組み込んだ見守りの体制を構築することが必要である。保護者や支援者等が中心となって運営している自助会は、共通の悩みを持つ者が集うことで心の交流、情報の共有が行われ、障がいのある人や保護者の孤立を防ぎ、見守りの担い手としても重要や役割が期待される。また、地域で暮らす障がいのある人にとっては、民生委員・児童委員、自治会、近隣の人などの見守りを受けることは重要である。

これらの組織を見守りネットワークの1つに組み込んでいくことで、障がいのある人が切れ目なく見守りを受けることができる体制をつくることとされる。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
I 自宅での見守りは保護者以外の担い手がないこと。 保護者に代わる見守りの担い手としては、ボランティア（組織化された体制）が考えられる。	① ボランティアの確保・育成（第3章「施策6」P42） 別府市社会福祉協議会において別府市ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に対する相談、調整等を行っている。そこで、別府市社会福祉協議会と連携するなどにより、ボランティアの確保、見守りのノウハウを習得できるような研修会の開催等の施策を講ずることが考えられる。

⁸ 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。A型とB型とがあり、A型は、利用者が事業所と雇用契約を結び利用するもので、B型は、雇用契約を結ばない形態による。

<p>II 職場の見守りでは民間事業者の障がいへの理解が不足していること。</p> <p>障がいのある人が職場で見守りを受けるに当たっては、職場で障がいの特性に応じた配慮が必要となるが、そのためには、職場の同僚が、障がいの種類や種類ごとの特性を知識として理解するとともに、障がいの困りや配慮をする必要性を気持ちとして理解することが必要である。</p>	<p>② 民間事業者への働きかけ</p> <p>民間事業者に、障がいについて知識としての理解及び気持ちとしての理解を深めてもらうために、時間がかかっても市のホームページや市報その他様々なツールを活用して広報活動を行うとともに、研修会の開催などで民間事業者に対して広く啓発活動を行っていくことが必要である。</p>
<p>III 自助会、民生委員・児童委員、自治会、近隣の人などによる見守り体制の充実</p> <p>自助会が見守りの担い手として機能していくためには、安定して活動を行うことができる体制が必要であるが、現状では組織の基盤が弱いという面があり、また、自助会の存在が知られていないという問題もある。</p> <p>民生委員・児童委員、自治会などについても障がいへの理解が十分とはいえない状況であるため、今後、これらの存在による見守り体制の充実に資する施策を講ずる必要がある。</p>	<p>③ 自助会の充実のための支援（第3章「施策9」P45）</p> <p>市役所や地区公民館等の公共施設の開放、自治会が運営する公民館・集会所等の活用など活動の場に関する支援や、自助会の存在を知ってもらうため情報発信等に関する支援を行うことが考えられる。</p> <p>④ 民生委員・児童委員、自治会等への働きかけ（第3章「施策10」P46）</p> <p>積極的に啓発活動を行うことで地域の支援が必要であることを理解してもらい、また地域イベント（盆踊り、運動会、お祭りなど）に障がいのある人が参加しやすい状況を作っていくことで、障がいのある人が地域に溶け込みやすくする。</p>

イ 障がいのある人の特性などの情報の共有

主に知的障がい、精神障がいのある人は、それぞれ特有のこだわりなどの行動特性があり、常にそばにいる保護者だけが把握しているという場合が多い。今後、様々な支援者が見守りなどの支援や意思決定支援の主体となることを考えると、行動特性などの情報が保護者・支援者間、各支援者間で共有されることが望ましい。

〈現状の問題点と解決の方向性〉

現状の問題点	解決の方向性
<p>情報を共有する仕組みが十分でない。</p> <p>現状では、障がいのある人を最もよく知る保護者からの情報や各支援者からの情報などを共有する仕組みが十分でないため、それをいかにしてつくるかが問題となる。</p>	<p>情報共有のためのツールとして、障がいのある人の特性などの情報を集約するシート（通訳ブック）の作成・活用（第3章「施策1」P39、「施策2」P39）</p> <p>通訳ブックは、行動特性、支援の内容などの必要な情報を全て記入することができるものとする。例えば、保護者と相談支援専門員などの専門スキルを持った者が共同で作成し、各支援者が情報を加えていくことで、必要な情報を充実させていくことなどが考えられる。また、通訳ブックを広く周知する活動も必要である。</p>

ウ 介護等の提供体制の充実

既存の介護等の支援制度としては、居宅において入浴、排せつ、食事などの日常的な介護等を行う「居宅介護」、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事などの日常的な介護等を行う「生活介護」、居住の場であり、日常的な介護等も行う障害者支援施設による「施設入所支援」、居住の場であり必要に応じて援助を行うグループホームでの「共同生活援助」などが挙げられる。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
介護等を行う職員については、通常の介護スキルをこれまで以上に向上させることに加え、今後は意思決定の支援の主体としても期待されるので、そのノウハウが習得できる体制を整える必要がある。	職員向けの研修会を開催するなどの施策を講ずることにより、介護スキルの向上・意思決定支援のノウハウの習得を促す。

エ 成年後見制度・日常生活自立支援事業

財産管理、相続、契約などの場面に不安を感じている障がいのある人や保護者にとって活用できる制度としては、「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）」が挙げられる。

「成年後見制度」は、本人、親族などが手続き（審判の申立て）を行うのが原則であるが、知的障がい・精神障がいのある人については、市町村長が手続きを行うことも認められている（知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）。また、別府市では、本人等が手続きを行う場合に費用の負担が困難である場合は、費用補助の制度（成年後見制度利用支援事業）がある。

「日常生活自立支援事業」は、別府市社会福祉協議会が主体となって行っており、知的障がいや精神障がいのある人で日常生活上の判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用、日常生活に必要な手続き、日常的なお金の出し入れなどの支援を行うものである。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
I 制度の認知度が低いこと。 成年後見制度や日常生活自立支援事業は、制度の存在自体が障がいのある人・支援者などに十分知られていない。	① 制度の周知（第3章「施策2」P39） 当事者やその保護者はもちろん、相談支援専門員やサービス事業者等の支援者にも周知を行っていく必要がある。既存のパンフレットもあるが、「親亡き後等」に視点をあてた、分かりやすいパンフレット等を作成し研修会等を通じて周知していく必要がある。
II 後見人等の担い手が不足していること。 後見人等の担い手としては、親族又は弁護士、司法書士等の専門家が考えられるが、別府市では成年後見を行う専門家は少なく、また成年後見人に支払う報酬の負担が重くなることもあり、実際は、保護者が後見人になる場合が多い。	② 法人後見事業・市民後見人養成事業の実施 後見人等の担い手の不足を解消するため、法人後見事業（法人単位で後見等を引き受ける事業）や市民後見事業（有償ボランティアによる後見等）の実施を検討することが求められる。これらの事業は、既に県内の複数の市（中津市、臼杵市ほか）で実施されているため、先行自治体の事例を研究し、別府市での実現をめざしてほしい。

(2) 訓練する場と機会の充実

意思決定や生活スキルの問題については、支援体制の充実を図るとともに、訓練する場と機会を充実させるという視点が重要となる。「受援助能力」も含め、意思決定や身の周りのことなどの生活スキルについて、早いうちからトレーニングを行い、経験値を増やすことで、自分でできることをできるだけ増やしていく。できることが増えれば、それだけ自己実現の幅を広げていくことができる。

訓練の場としては、ア「家庭内での訓練」、イ保育・教育の場である保育所・幼稚園・児童発達支援⁹・保育所等訪問支援¹⁰や特別支援学校・放課後等デイサービス¹¹、ウ訓練施設である機能訓練¹²・生活訓練¹³、そしてショートステイ¹⁴といった「公的制度に基づく訓練」、エ一般就労、就労継続支援といった「就労の場における訓練」が挙げられる。

⁹ 障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行うサービスをいう。

¹⁰ 障害児施設で障がいのある児童に対する指導経験のある児童指導員などが保育所や幼稚園などを訪問し、関わり方や抱えている悩みなどに対応するサービスをいう。

¹¹ 保護者が仕事などを行っている就学児が、放課後や夏休みなどの間療育を受けることができるサービスをいう。

¹² 地域生活を送る上で、身体能力や生活能力の維持・向上を目的として行われる自立訓練のうち、身体障がいのある人を対象として、理学療法や作業療法を行ったり、日常生活上の相談支援などを行うサービスをいう。

¹³ 自立訓練のうち、知的障がい又は精神障がいのある人を対象として、食事、家事などの日常生活上必要な能力を向上させるための支援や、日常生活上の相談支援などを行うサービスをいう。

¹⁴ 障害福祉サービスの一つで、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が短期入所するサービスをいう。

ア 家庭内での訓練

日常的に訓練を行う場としては、まず「家庭」が挙げられる。家庭内での訓練に当たっては、「できるだけ早く訓練を開始すること」及び「それぞれの子どもに合った適切な訓練を行うこと」が重要な要素となる。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>I 障がいを早期に発見する体制が不十分であること。</p> <p>「できるだけ早く訓練を開始する」ためには、障がいを早期に発見することが前提となる。別府市では、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査を行っているが、特に発達障がいなどは、ある程度成長しなければその兆候を確認できないこともあるため、3歳5か月児健康診査の時点ではまだ判定ができない場合がある。</p>	<p>① 障がいを早期に発見することができる仕組みの構築</p> <p>現行の健康診査に加え、3歳5か月児健康診査後、小学校入学までの間に、例えば5歳児健康診査を行うなどにより、より早期に障がいを発見することができる体制を構築することが必要である。</p>
<p>II 保護者が早期に訓練を開始することが困難である状況</p> <p>障がいがあることが確認された場合でも、保護者は障がいがあるという現実に対応できずにすぐに必要な行動に移ることができなかつたり、障がいについて誰にも相談することができず抱え込んでしまうなど、早期に訓練を開始することができないことがある。</p>	<p>② 保護者の心のケアや相談に対応するため専門の支援へつなげる体制の整備</p> <p>保護者の心のケア（障がいを受け入れるため）を行う機関や、障がいのある子どものためにすべきことなどについて相談できる機関につなげる仕組みが必要である（課題5相談体制の充実(2)①（P33）参照）。</p>
<p>III 保護者に家庭内訓練のノウハウがないこと。</p> <p>それぞれの子どもに合った適切な訓練を行おうとすれば専門のノウハウが必要となるが、保護者にはそのようなノウハウはないし、ノウハウを学ぶ場も少ない。</p>	<p>③ 家庭内訓練を研修する指導者等の育成・研修の場の創設（第3章「施策7」P43）</p> <p>保護者が家庭内訓練のノウハウを習得することができる研修の場を設けることが必要である。そして、そのために、研修を行う指導者ないしアドバイザーの確保・育成も必要となる。</p>

イ「保育所・幼稚園・児童発達支援・保育所等訪問支援」及び「支援学校・放課後等デイサービス」

これらは、現在ある制度の中で、子どもが成長していく過程において意思決定の訓練、生活スキルを身につける訓練ができる仕組みとして重要である。

未就学児は、保育所や幼稚園に通いつつ、児童発達支援センター又は児童発達支援事業が行う「児童発達支援」を受けることができる。また、障がいのある子どもを預かる保育所・幼稚園は「保育所等訪問支援」の制度を利用し、障がいのある子どもを受け入れる体制を充実させることができる。

就学児以上は、特別支援学校又は特別支援学級を含めた小学校・中学校・高等学校などに通いながら、「放課後等デイサービス」を利用することにより、より多くの訓練の場を得ることができる。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
I 「児童発達支援」制度が知られていないこと。 「児童発達支援」については、制度が十分に知られていないことから、利用が必要な人が利用できていない状況にある。	① 「児童発達支援」制度の周知活動（第3章「施策2」P39） 「児童発達支援」制度については、積極的に周知活動を行い、必要な人が制度を利用することができるようにすることが必要である。
II 「保育所等訪問支援」を行う事業所の不足 「保育所等訪問支援」は、利用希望者数に対し、行っている事業所が少ないのが現状であるが（平成28年3月末時点で1事業所）、対応できる事業所が限られるため、供給側をすぐに増やすことは困難である。	② 保育所等に専門家を派遣する制度の創設 「保育所等訪問支援」を行う事業所が少ないため、市独自の事業として、専門知識を持った人材（相談支援専門員等）を派遣する制度を実施することなどが必要である。

ウ「機能訓練」及び「生活訓練」

「機能訓練」は、身体障がいのある人を対象として、理学療法や作業療法などを行ったり、日常生活上の相談支援などを行うものであり、「生活訓練」は、知的障がい又は精神障がいのある人を対象として、食事、家事などの日常生活に必要な能力を向上させるための支援や、日常生活上の相談支援などを行うものである。いずれも障がいのある人の生活スキルの向上などに資する制度である。

ただし、機能訓練は18か月、生活訓練は24か月という利用期間が定められており、原則としてこれを超えて利用することができないという制約がある。

機能訓練、生活訓練については、日常生活に必要な能力を向上させるための貴重な訓練の場であるため、内容をより充実させていく必要がある。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
現在では、専門職として配置されている職員が少ないこと、職員のスキルアップを手助けする仕組みが十分でないことなどから、各職員が、それぞれの利用者の状況に応じた適切な訓練を行うために必要なスキルを十分に身に付けているとはいえないのが現状である。	職員のスキルアップのために必要な施策 を講ずる必要がある。具体的には、各職員の訓練技術を向上させるため、職員向けの研修会を開催することなどが考えられる。

エ 「ショートステイ」

「ショートステイ」は、本来保護者が病気などで介護できなくなった場合や介護に相当の労力を費やしている保護者が一時的の休息を取り、リフレッシュする場合などのために利用するものとして制度化されたものであるが、これに加えて、保護者がいなくなる前に少しずつ保護者から離れて暮らす経験をする場や、社会に出る前に社会性を身につけておく訓練をする場として活用していくことが考えられる。

また、特に知的障がいのある人などは、保護者以外の人から支援される経験が少ないと保護者以外の人の支援を受け入れられなくなってしまうことがある。そのため、長期間かけて、少しずつ保護者以外の人からの支援を受けるトレーニングをしていくことが望ましい。ショートステイはこうしたトレーニングの場としても活用できると思われる。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>市内には、「ショートステイ」を行う施設が5事業所あるが（平成28年3月末時点）、実際の受入可能数は少ない。</p> <p>利用が必要な場合は、市外の施設を利用している状況であるため、例えば見学するのに1日がかかりであったり、緊急時に利用しにくいといった問題がある。</p>	<p>① 「ショートステイ」の整備促進策（第3章「施策8」P44）</p> <p>「ショートステイ」が増えていかないのは、サービス単価が低く、施設経営が成り立たない状況にあることが要因の一つと考えられる。そのため、施設の設置に要する初期費用やショートステイ施設に係る運営費に対し補助金を交付するなどの施策を行う必要がある。</p> <p>② 施設間の連携を促進する施策（第3章「施策8」P44）</p> <p>経営の効率化を考慮し、ショートステイ、就労移行支援¹⁵、就労継続支援、生活介護、生活訓練などが一体となった複合的施設の整備支援や、地域単位でこれらを施設の相互連携の促進などが具体的施策として考えられる。</p>

オ 一般就労、就労継続支援A型・B型事業所による研修

生活スキルの獲得という点では、比較的早い段階から保護者の手を離れ、社会に出る機会を多く確保しておくことが必要である。一般就労や就労継続支援A型・B型なども、そうした機会の一つとして重要である。

《現状の問題点と解決の方向性》

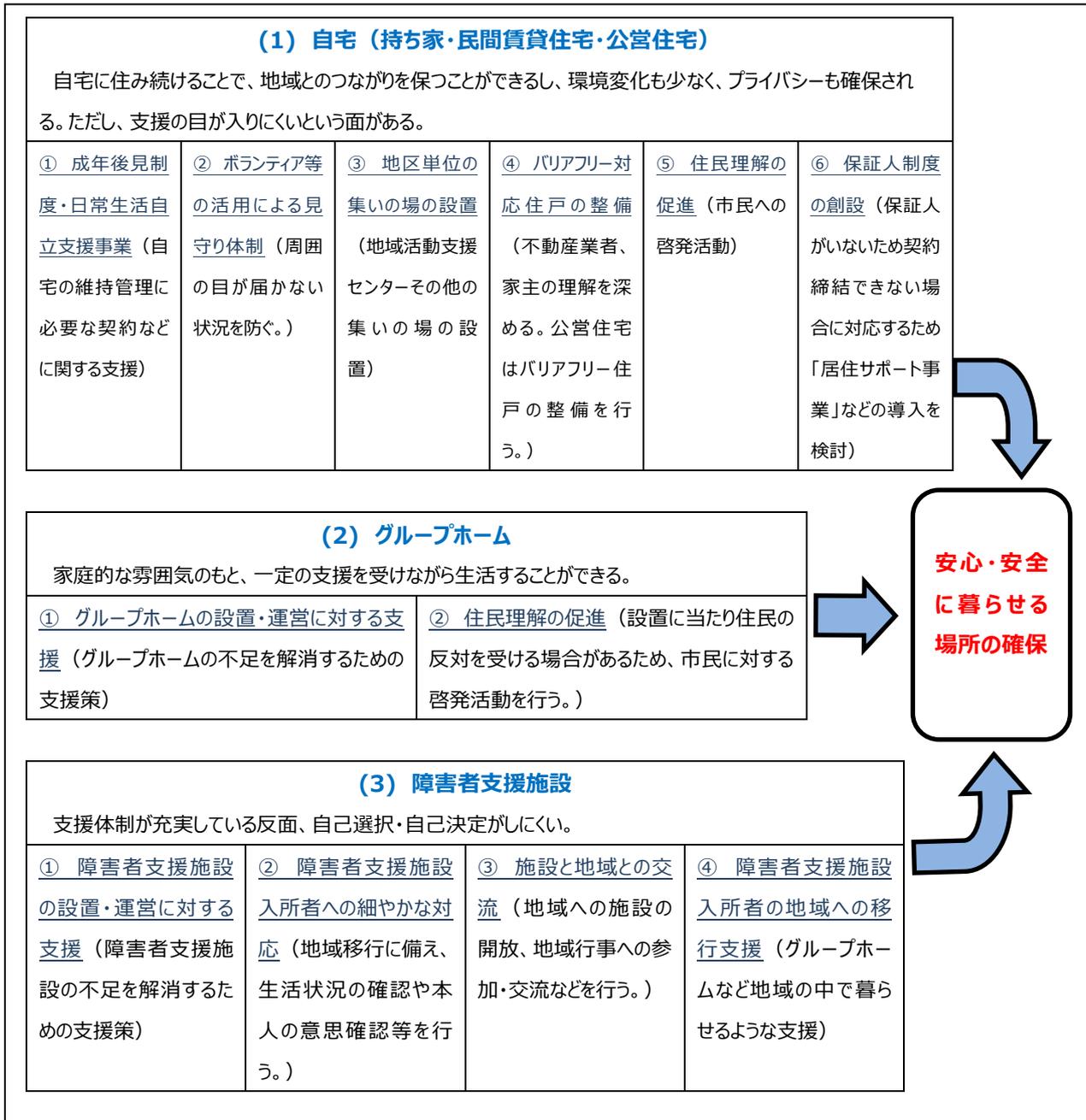
現状の問題点	解決の方向性
<p>社会に出るために必要な基本スキル（ゴミ出しなど）が身につけていないまま一般就労、就労継続支援を始めて、周囲にうまく溶け込めないなどという場合がある。したがって、一般就労、就労継続支援に入る前に社会性を身につけるための訓練を行う場を確保することが必要である。</p>	<p>社会に出るために必要な基本スキル獲得の場としてショートステイの活用が考えられる。エにおいて述べたとおり、ショートステイを活用することが考えられる（第3章「施策8」P44）。</p>

¹⁵ 就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。

2 「課題2 居住の場」

居住の場については、「自宅（持ち家・民間賃貸住宅・公営住宅）」「グループホーム」「障害者支援施設」の3項目ごとに検討を行った。

(図5) 「課題2 居住の場」の整理表



(1) 自宅（持ち家・民間賃貸住宅・公営住宅）

自宅に住み続けられれば、これまで培われてきた地域とのつながりを保ちながら生活していくことができ、環境変化も少なく、またプライバシーも確保される。反面、グループホームや障害者支援施設と比較して支援の目が入りにくいというデメリットがある。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>I 自宅の維持管理の問題</p> <p>持ち家であれば建物の補修や税金の支払、民間賃貸住宅・公営住宅であれば部屋の修理や家賃の支払等、日常発生する自宅の維持管理への対応の問題がある。</p>	<p>① 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用</p> <p>契約や金銭のやりとりなどは、障がいの状況によっては、成年後見制度や日常生活自立支援事業などにより支援を受けることが可能である。</p>
<p>II 支援体制の問題</p> <p>周囲の目が届かない状況が生まれ、支援体制が行き届かなくなるという側面がある。</p>	<p>② ボランティア等の活用による見守り体制（第3章「施策6」P42）</p> <p>地域住民が主体となる有償・無償のボランティア等を活用し、身近に相談できる環境づくりの取組が必要である。</p> <p>③ 地区単位の集いの場の設置（第3章「施策10」P46）</p> <p>地域の見守りが入りにくい状況に陥らないためにも地域の中に集える場が必要である。現在、集いの場としては、地域活動支援センターが市内に2か所あるだけである。例えば、地区ごとに地域活動支援センターその他の集いの場を設置するなどが必要である。新規に設置することが困難であれば、市内7か所に設置されている地域包括支援センターとの連携も考えられる。</p>
<p>III バリアフリー対応住宅の不足</p> <p>民間賃貸住宅・公営住宅では、バリアフリーに対応している物件は不足しているのが現状である。</p>	<p>④ バリアフリー対応住戸の整備</p> <p>不動産業者、家主に対して、バリアフリー対応住宅の建設や改修等への理解を求めていく取組が求められる。公営住宅においても、既存住宅の建て替え及び新築時においては、バリアフリー住戸の整備を行うとともに、既存の住戸のバリアフリー改修等も積極的に行うべきである。また、既にバリアフリーに対応している住宅の情報収集を行い、適宜情報提供していくことも必要である。</p>
<p>IV 住民理解の不足</p> <p>障がいのある人への差別や偏見は未だ解消されているとはいえ、特に見た目では判断しにくい知的障がいや精神障がいのある人への理解が不足している。</p>	<p>⑤ 住民理解の促進（第3章「施策10」P46）</p> <p>「ともに生きる条例」に加え、障害者差別解消法や県条例が施行されたことをきっかけとして、障がいに対する住民の理解を促進するための一層の取組を求めるものである。</p>

<p>V 保証人の問題</p> <p>民間賃貸住宅の場合、契約において保証人を求められることがあるが、身寄りのない人については保証人を立てることができない場合がある。</p>	<p>⑥ 保証人制度の創設（居住サポート事業等）</p> <p>保証人がいない等の理由により賃貸借契約を結ぶことが困難な障がいのある人に対しては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つである「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」の導入の検討を進める必要がある。この制度は入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援するものである。</p>
---	--

(2) グループホーム（共同生活援助）

一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたいという障がいのある人については、地域の中で家庭的な雰囲気のもと共同生活を送る施設としてグループホームがある。地域で一人暮らしをしたいが、いきなりの単身生活には不安がある人、一定の支援があれば地域の中で生活可能な人など、そのニーズは幅広く、制度としても多様なグループホームの形態が設定されている。

〈現状の問題点と解決の方向性〉

現状の問題点	解決の方向性
<p>I グループホームの不足</p> <p>市内にグループホームは8施設あるが（平成28年3月末時点）、定員に余裕がないのが現状である。特に重度障がいのある人や知的障がいのある人を受け入れる施設が少ない。</p>	<p>① グループホームの設置・運営に対する支援（第3章「施策8」P44）</p> <p>国・県の既存の制度もあるが（社会福祉施設等施設整備費国庫補助制度¹⁶）、市として独自の支援も求められる（例 土地の提供や土地・建物の取得のための財政支援、借入れに対する利息分の補助等）。</p> <p>また、グループホーム単体では経営が成り立たないことと併せ、障がいのある人の利便向上の観点から、日中活動とワンセットで行う多機能事業所の整備を進めていく必要がある。機能面で可能な部分について生活介護施設と一体化することにより、重度障がいのある人の入居も期待できる。</p> <p>様々なニーズに対応するために、既存建物を使用するサテライト型住居の促進や、空き家（アパートも含む。）の転用を支援することも検討する必要がある。</p>
<p>II グループホームへの住民理解の不足</p> <p>過去、グループホームの設置に当たり、地域住民の理解を得るのに大きな労力を要したケースが見られた。これは、精神障がいや知的障がいに対する住民の理解が進んでいないということが大きな要因である。</p>	<p>② 住民理解の促進（第3章「施策10」P46）</p> <p>障がいに対する市民の理解を促進するための一層の取組を求めるものである。また、グループホーム設置者についても、地域への施設の開放、地域行事への参加などに積極的に取り組み、理解を深めていく必要がある。</p>

¹⁶ 社会福祉法人等が社会福祉施設を整備する際に、国及び県が補助する制度。障がい福祉関連施設では、グループホーム、障害者支援施設、生活介護、自立訓練等を行う施設の整備に当たって活用することができる。

(3) 障害者支援施設（施設入所支援）

障害者支援施設における施設入所支援は、地域で生活することが困難な障がいのある人について、主に夜間の入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の相談支援を行うサービスである。見守りや支援を受けながら安全に生活できる居住の場である。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>I 障害者支援施設の不足</p> <p>市内には6施設あるが(平成28年3月末時点)、ほとんど空きがない状態であり、空きがあっても障がい特性に合った施設でないと利用が難しいという面がある。特に行動障がいのある人に対応できる施設が少ない状況である。</p> <p>このような状況から、施設入所希望者は、市外の施設も選択肢に入れて探すことになるが、多くの施設で入所待機者が出ている状態である。</p>	<p>① 障害者支援施設の設置・運営に対する支援</p> <p>社会福祉施設等の整備に要する設置者への負担軽減については、社会福祉施設等施設整備費国庫補助制度の活用等があるが、市として独自の支援も求められる(例 土地の提供や土地・建物の取得のための財政支援、借入れに対する利息分の補助等)。</p> <p>② 障害者支援施設入所者への細やかな対応(第3章「施策3」P40)</p> <p>施設に入所する人が施設を出て地域移行する場合に備え、生活状況の聞き取りや本人の意思確認等を細やかに行うことが求められる。</p>
<p>II 自己選択・自己決定がしにくい</p> <p>生活の範囲が施設の中に限定されるケースが多く、「職住分離」がなされていない中で、生きがいや楽しみのための自己選択・自己決定がしにくいという面がある。</p>	<p>③施設の地域との交流(第3章「施策10」P46)</p> <p>入所者が生きがいや楽しみを持って生活するため、生活の範囲を施設から地域にまで広げていくことが求められる。</p> <p>地域への施設の開放、地域行事への参加などに積極的に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>④ 障害者支援施設入所者の地域への移行支援</p> <p>比較的軽度の障がいのある人については、施設を出て地域の中で暮らせるような支援が求められる。グループホーム等への移行が想定されるため、その設置促進が求められる。また、地域への移行に関しては、障害福祉サービスの「地域移行支援¹⁷⁾」「地域定着支援¹⁸⁾」等を積極的に活用を検討し、進めていく必要がある。</p>

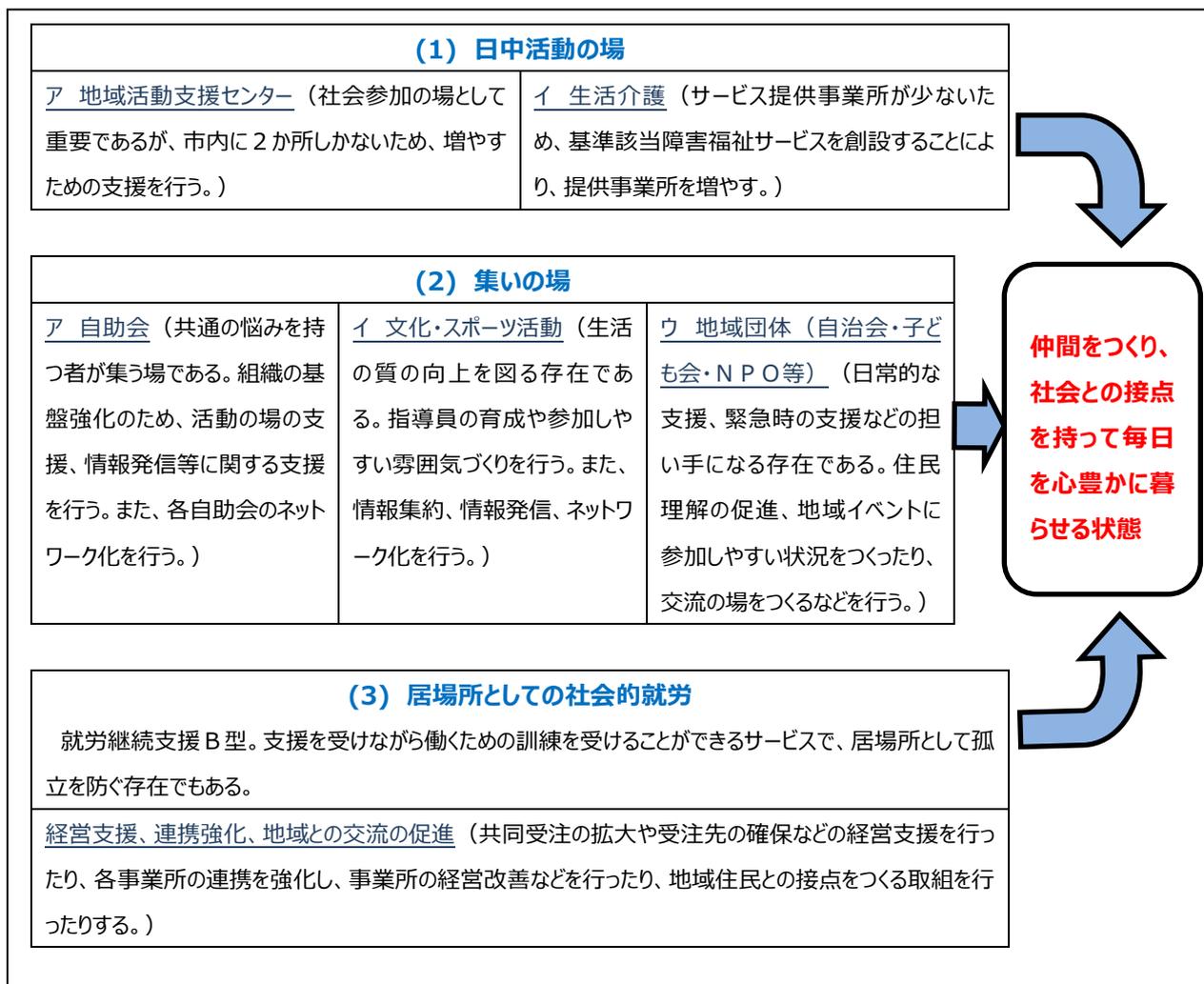
¹⁷⁾ 障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行うサービスをいう。

¹⁸⁾ 単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスをいう。

3 「課題3 社会参加の場」

社会参加の場については、「日中活動の場」、「集いの場」、「居場所としての社会的就労」の3項目について検討を行った。

(図6) 「課題3 社会参加の場」の整理表



(1) 日中活動の場

本委員会では、障がいのある人の日中活動の場として、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つである「地域活動支援センター」、障害福祉サービスの一つである「生活介護」について検討を行った。

ア 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がいのある人の創作的活動、生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進を目的に、市内に2か所設置されている。地域で友人を見つける場、障がいのある人が周りを気にせず集う場として等のニーズがあるが、障がい特性や年齢などで、利用できる曜日、回数がおのずと決まってくる状況がある。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
障がい特性等で利用できる曜日、回数がおのずと決まってくる状況があること、地域活動支援センターが地域社会との接点であることを考えると、市内各地に設置されている状態が望ましい。	施設設置や運営支援のための補助制度の拡充が求められる。同時に、様々なニーズ、利用状況等の分析を行い、地域活動支援センターという形式にこだわらずに、ニーズに合った障がいのある人が集える場の創設を検討していく必要がある（第3章「施策10」P46）。

イ 生活介護

生活介護は、食事や排せつなどの介護や日常生活上の支援のほか、創作的活動や生産活動の機会を提供する障害福祉サービスであり、障がいのある人の居場所としての役割も担っている。生活介護は、常時介護が必要な人に対する制度であり、障害支援区分3以上の人が対象となり、利用者の制限がある。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
入浴等のサービスを提供していることもあり、そのニーズが高い割りに実施事業所が少ない（7事業所、平成28年3月末時点）ことが課題となっている。具体的には、重度身体障がいのある人の入浴受入れが困難、人員の確保が困難等の理由により土日祝日の受入れが少ない、収入面での採算が取れない等の課題が見受けられる。	生活介護事業所を新たに設置するような施策を講ずることも必要であるが、短期間で設置することは困難である。そのため、この間の支援策として、「基準該当障害福祉サービス」の創設・活用の検討を求める。この制度は、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市が認めたものにおいては当該事業者が障がいのある人を受け入れた場合には、基準該当障害福祉サービスとして報酬上評価されるものである。

(2) 集いの場

集いの場としては、当事者や保護者等が行っている自助会、文化・スポーツ活動、地域のお祭りや運動会等の自治会・地域活動などが挙げられる。

ア 自助会

保護者や支援者等が中心になって運営している自助会は、共通の悩みを持つ者が集うことで心の交流、情報の共有が行われ、障がいのある人や保護者の孤立を防ぐためにも重要な役割を担っている。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
組織の基盤が弱い面があるため活動の場の確保が困難であること、自助会の存在自体が知られていないということが挙げられる。	<p>① 活動の場の確保に対する支援（第3章「施策9」P45）</p> <p>活動の場の確保のために、具体的には市役所や地区公民館等の公共施設の開放、自治会が運営する公民館・集会所等の活用などが考えられる。また、それらのコーディネートを支援する人が求められる。</p> <p>② 自助会の存在の周知に関する支援（第3章「施策2」P39、「施策9」P45）</p> <p>実際には活動の場があるのに、知られていないという現状もある。各団体等が行っている活動の情報を集約し、障がいのある人に届く情報発信や各自助会のネットワーク化が求められる。</p>

イ 文化・スポーツ活動

文化・スポーツ活動は、障がいのある人の生活を豊かにするため、そして社会参加の場として重要な役割を果たしている。これらの活動に参加することで生活の質の向上を図れるとともに、共通の趣味等を持つ仲間を作ることによって孤立化を防ぐことができる。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>I 指導員等の不足</p> <p>障がいのある人とない人がともに楽しめるような文化・スポーツ活動への取組が必要であるが、それらの指導員、ボランティア等が不足している。</p> <p>II 活動の場</p> <p>文化・スポーツ活動を行う場所が居住地の近くになかったり、アクセスが悪く利用しにくい。また、活動していることを知らない人も多い。</p>	<p>活動の場の確保と指導員の育成</p> <p>指導員を育成するとともに、市が実施する文化・芸術講座やスポーツ教室等を、障がいの有無に関わらず参加しやすい環境を整えていくことで活動の場が広がっていく。また、実際には活動の場があるのに、知られていないという現状もある。行政や障がい者団体などが開催する行事の情報を集約するとともに、情報発信やネットワーク化も求められる。</p>

ウ 地域団体（自治会・子ども会・NPO等）

地域の人に、障がいがあることを知ってもらうことは、日常的な支援や災害等の緊急時における支援を受けることができ、また、地域の中での孤立化を防ぐためにも重要なことである。地域団体として自治会、子ども会などがあるが、近年ではNPO等の活動も活発になってきていることから、それらの団体とのつながりを築いていくことも重要である。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>I 障がいのある人への理解不足</p> <p>障がいのある人やその家族にとっては、障がいがあることを知られたくないという意識があるのも事実である。そのため、日常生活の場が自宅と日中活動の場だけという人も少なくない。その根底にあるのは、障がいがあることを偏った見方で見られたくないということであり、言い換えれば障がいに対する住民の理解が進んでいないということである。</p>	<p>① 住民理解の促進（第3章「施策10」P46）</p> <p>「ともに生きる条例」や障害者差別解消法、県条例の制定を契機に、障がいに対する住民の理解を促進するための一層の取組を求めるものである。そのためには、行政や福祉関係団体による啓発活動を地域団体（自治会、子ども会、NPO等）に積極的に行っていく必要がある。</p>
<p>II 交流の機会の不足</p> <p>住民理解が進まない理由の一つに、障がいのある人との接点が少ないということが挙げられる。自助会等を通じた当事者間での交流と地域の中での交流がバランスよく行われることが、障がいのある人やその保護者にとって必要である。</p>	<p>② 交流の機会の創出（第3章「施策10」P46）</p> <p>地域で行われている様々なイベント（盆踊り、運動会、お祭り等）に、障がいの有無に関わらず参加しやすい状況を作っていくため、地域住民への働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>また、地域住民と障がいのある人が交流するサロンのような場所が必要である。全国社会福祉協議会でもサロン活動を推進しており、その効果として「仲間づくり」「閉じこもり防止」「生きがい・社会参加」「多世代交流の拠点」「地域福祉力の向上」を掲げている。別府市においても積極的な取り組みを求めるものである。</p>

(3) 居場所としての社会的就労

障害福祉サービスの一つである就労継続支援B型は、支援を受けながら働くための訓練を受けることができるサービスであると同時に、居場所としての性格を持ち社会的孤立を防ぐという役割を担っている。そのため、本報告では社会参加の場として位置づけている。

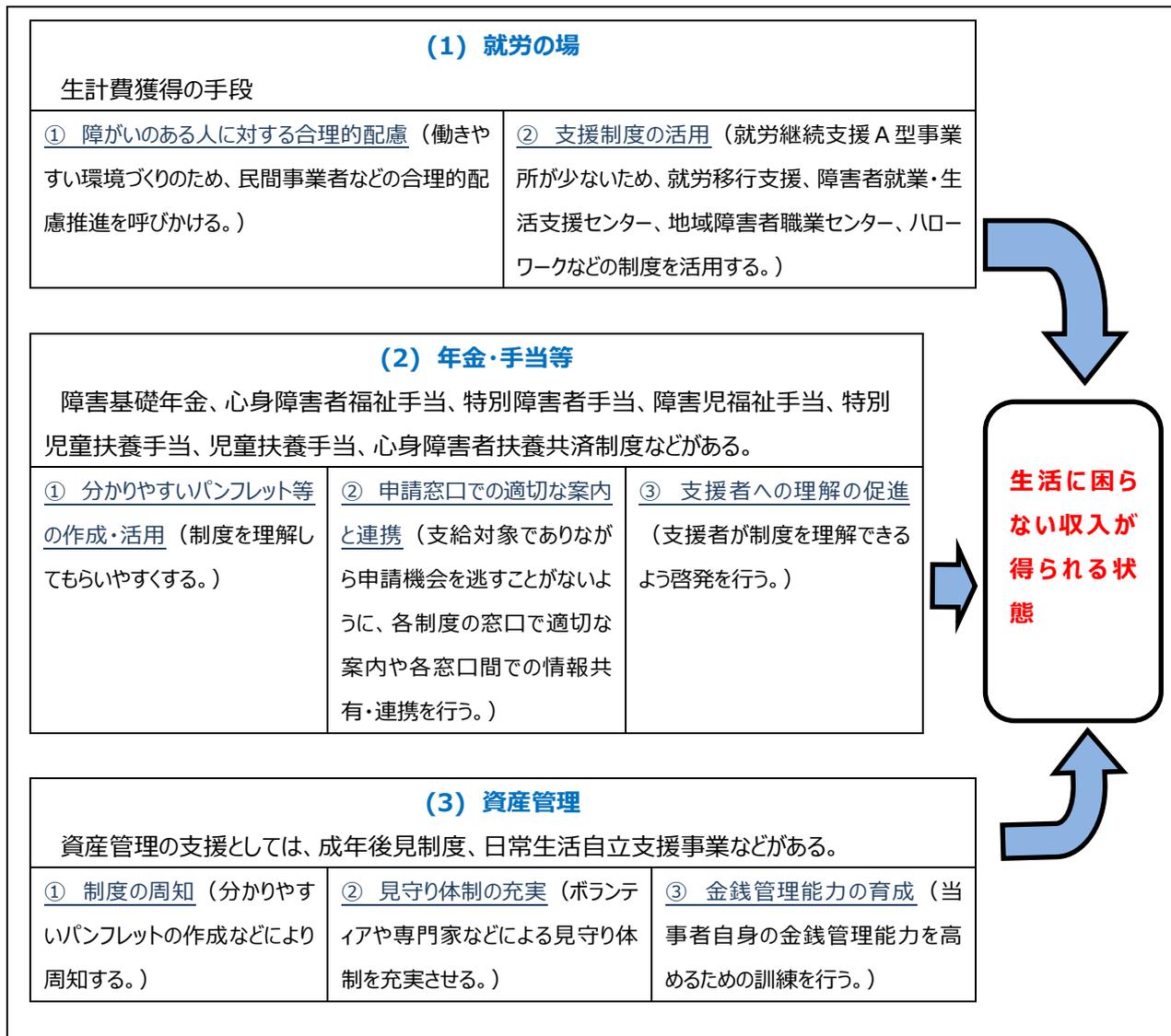
《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>I 低い就労収入</p> <p>B型事業所には様々な業務があり、障がいの状態に合わせて作業内容を調整できるというメリットはあるが、概ね時給100円～200円程度であり、1か月働いても2～3万円の収入というところが多い。そのため、生活費としては足りない。また、もう少し長く働けるという人も時間を制限される現状もある。</p>	<p>① B型事業所の経営支援</p> <p>就労収入の拡大のためには、B型事業所の収入を高めていく取組が必要である。景気に左右される側面があり、安定的に仕事を獲得するために、現在、大分県が行っている共同受注の活用拡大、行政や福祉事業所が一体となった受注先の確保、また、高付加価値のある商品開発など経営支援を行っていく必要がある。</p>
<p>II 作業内容と障がいのある人のニーズのミスマッチ</p> <p>別府市内には22か所のB型事業所があり（平成28年3月末時点）、他市と比較しても事業所数は多いが、必ずしも障がいのある人のニーズに合ったサービスが提供できているとは限らない。</p>	<p>② B型事業所の連携強化（第3章「施策4」P40）</p> <p>B型事業所が連携する機会をつくり、各事業所の特色を出していくことで仕事内容の選択肢を増やしていくことができる。また、各事業所が情報を共有することで、各々の事業所の経営改善、障がい者ニーズの把握等を図ることができる。</p>
<p>III 地域との交流</p> <p>障がいのある人にとって、日中活動の場は地域との交流を持つ絶好の機会であり、多くの事業所では地域との交流の機会をつくっているところであるが、より一層の取組が求められる。</p>	<p>③ 地域との交流の促進（第3章「施策10」P46）</p> <p>B型事業所を利用する多くの障がいのある人にとっては、就労への訓練の場と同時に日中の居場所としての側面も強い。この時間が唯一の地域と触れ合う機会という人も多いことから、障がいがある人が集う場所としてだけではなく、もっと地域住民との接点を作るような取組が求められる。</p>

4 「課題4 経済面の問題」

経済面の問題については、所得を得るために就労の場と機会を拡充すること、年金・手当等の適正受給のための申請支援、そして資産管理の問題の解決が必要と考えられる。

(図7) 「課題4 経済面の問題」の整理表



(1) 就労の場

障がいの有無に関わらず、自立という意味で「働く」ということは重要である。障がいのある人が、生活していく上で必要な賃金をある程度得られる場としては、一般就労、就労継続支援A型事業所が考えられる。

一般就労については、全ての事業主は、その雇用する労働者に占める障がいのある人の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けられており、雇用制度としては取組が進められている。就労しやすい環境づくりとして、「ともに生きる条例」や障害者差別解消法、県条例などで掲げられている「合理的配慮」について、広く民間事業者等に対して浸透させていく必要がある。

就労継続支援A型事業所は、障害福祉サービスの一つであるが、施設と利用者間で雇用契約を結び、労働基準法に準じた業務を行うこととなっているため、最低賃金が保障されるという面では、生計費獲得の手段として考えることができる。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>I 職場の無理解</p> <p>障がいのある人を雇用する場合、施設・設備のバリアフリー化やこまめな休憩、就業時間の調整などの配慮が必要となる。しかし、職場の中でこうした配慮に対する理解が進んでいるとはいえない状況にある。</p>	<p>① 障がいのある人に対する合理的配慮</p> <p>障がいのある人が就労していくためには、民間事業者や同僚などが合理的配慮の認識を有することが重要となる。</p> <p>「ともに生きる条例」でも障害者差別解消法、県条例でも、合理的配慮は柱の一つとして規定されている。条例や法の趣旨を踏まえて民間事業者への啓発などを積極的に行っていく必要がある。</p>
<p>II 就労継続支援A型事業所について、作業内容と障がいのある人のニーズにミスマッチがあること。</p> <p>市内のA型事業所は5事業所しかなく（平成28年3月末時点）、業務内容もそれほど多いわけではない。そのため、利用者の選択肢が限られ希望する業務に就くことができないという問題がある。また、業務内容についても簡単な内職程度のものである反面、一般就労に近い高度な内容のものまであり、事業所の求めるニーズと障がいのある人のニーズが合わないケースも見受けられる。</p>	<p>② 支援制度の活用（第3章「施策2」P39）</p> <p>就労移行支援、障害者就業・生活支援センター¹⁹（県内5か所、本市には1か所）、地域障害者職業センター²⁰（大分障害者職業センター、所在地は本市）、ハローワークなど、障がいのある人の雇用のために様々な制度、機関があり、それらを有効に活用していく必要がある。</p> <p>これらの制度や機関を有効に活用して必要な支援を行っていくことは言うまでもないが、当事者や家族にとっては、これらの機関の敷居が高いと感じられ、支援を受けづらいという面がある。そのため、それぞれの機関が相談しやすい状況を作っていくとともに、それらを主体的に結びつけてくれる支援者が必要である。別府市障害者自立支援協議会の就労支援部会にも、具体的な取組を求めるものである。</p>

¹⁹ 就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関をいう。

²⁰ 就職や復職に当たっての就業相談・職業評価、職場適応指導など職業リハビリテーションに関する支援を行う機関をいう。

(2) 年金・手当等

障がいのある人の生活を支えるための制度として、各種年金・手当等がある。各制度の概要は次のとおりである。

制 度	概 要
障害基礎年金（国）	病気又はケガで国民年金法に定められた1・2級の障がいの状態になった場合に受けられる年金（等級は、障がい者手帳の等級とは異なる。）
心身障害者福祉手当（市）	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している障がい者及び障がい児に支給される。
特別障害者手当（国）	最重度の心身障がい者に支給される。
障害児福祉手当（国）	最重度の心身障がい児に支給される。
特別児童扶養手当（国）	心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給される。
児童扶養手当（国）	父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が一定の障がいの状態にある家庭の児童を養育している父又は母、養育者に支給される。
心身障害者扶養共済制度	障がい者を扶養している保護者が一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいとなったとき、障がい者に年金が支給される。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>各種年金・手当等を受給できる人ができていないという現状が見受けられる。それらの申請窓口の多くは市役所であり、市報や障がい者手帳等の交付時に制度説明等を行っているところである。しかしながら、それらの説明が理解できない人、手続き等が煩雑なために申請まで至らない人も見受けられる。障がい者手帳を取得していなかったり、福祉サービスを受けていないという人については、情報が届いていないということも考えられる。</p>	<p>① 分かりやすいパンフレット等の作成・配布（第3章「施策2」P39） 現在でも制度について説明したパンフレットやガイドブック等はあるが、障がいのある人にとって分かりやすいものとなっているか、検証が必要である。</p> <p>② 申請窓口での適切な案内と連携 年金・手当等の申請窓口が市役所の複数の部署に分かれているため、対象となる窓口への適切な案内と情報の共有・連携が重要である。</p> <p>③ 支援者への理解の促進 相談支援事業所²¹やサービス提供事業所の職員をはじめ、該当者の支援を行う人たちへの理解の促進を進めることにより、支援対象者への啓発を図る。</p>

²¹ 障がいのある人やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスを提供する事業所をいう。

(3) 資産管理

不動産やまとまった金銭等の資産がある場合、これらは親亡き後等の問題に直面した障がいのある人にとって生活していく上で大切なものである。これらの資産・財産等を有効に活用していかなければならない。

障がいの特性によっては、金銭管理がままならず、浪費を繰り返してしまうということがある。また、詐欺等の被害にもあいやすいということもあるため、適切な資産管理への支援が問題となる。

既存の制度としては、成年後見制度や日常生活自立支援事業などがあるため、これらの制度の活用を図るとともに、その他の資産管理支援の手法を検討する必要がある。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
成年後見制度や日常生活自立支援事業といった制度があることを、支援者も含めて知らないということがある。一方、申請をしたもののそれらの制度の対象外となってしまうケースも見られる。	<p>① 制度の周知（第3章「施策2」P39）</p> <p>成年後見制度や日常生活自立支援事業について、「親亡き後等」に視点をあてた、わかりやすいパンフレット等を作成するなどして、当事者やその家族等の介護者はもちろん、相談支援員やサービス事業者等の支援を行うものにも周知を行っていく必要がある。</p> <p>② 見守り体制の充実（第3章「施策6」P42）</p> <p>成年後見制度・日常生活自立支援事業の対象とならない人については、有償・無償のボランティア等を活用し、身近に相談できる環境づくりへの取組が必要である。資産等の管理に関することであるので、専門家も含めた支援体制が求められる。</p> <p>③ 金銭管理能力の育成</p> <p>当事者自身にある程度の金銭管理能力が育つように、早い段階から訓練を行っておくことが重要である。金銭管理ができないことを理由に、全てを保護者が管理するのではなく、少しずつでも当事者に金銭管理をまかせる部分を作っていく、習慣化させていく必要がある。</p>

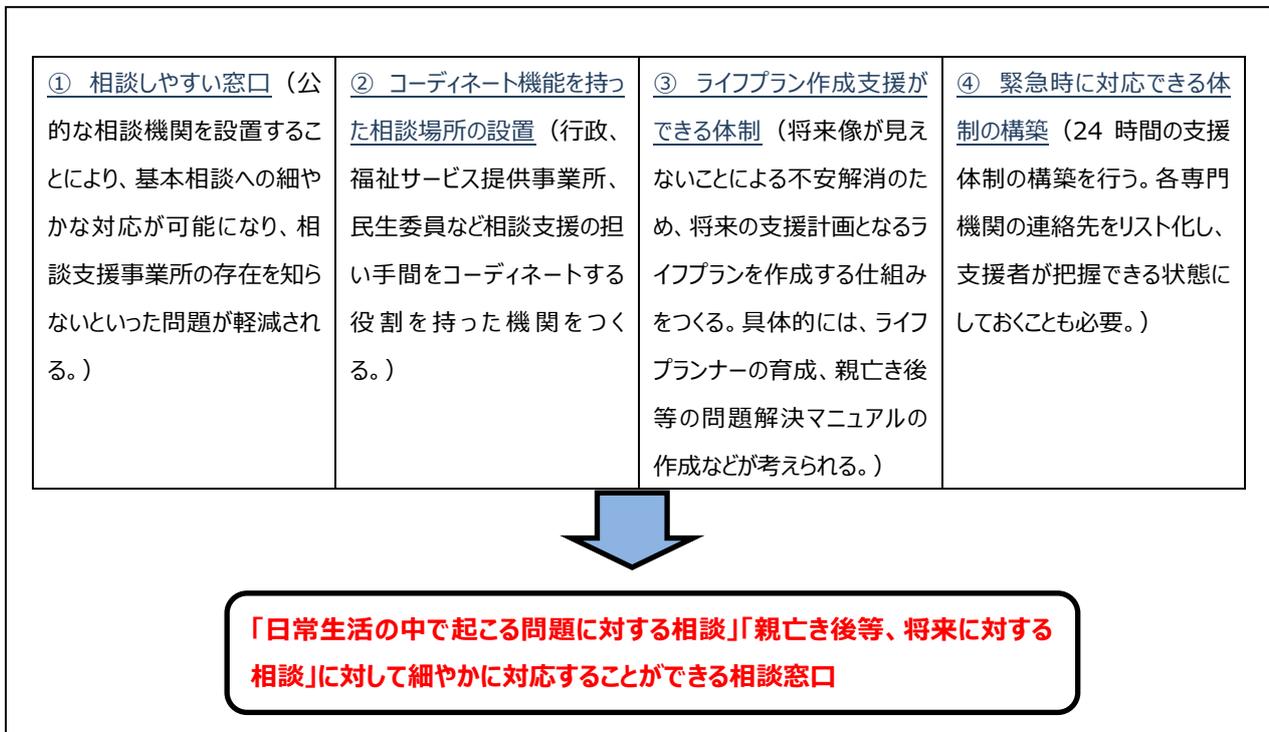
5 「課題5 相談体制の充実」

障がいのある人や保護者は、日々、様々な問題を抱えており、自分たちではどのように解決していけばよいのかわからないということが多くある。また、親亡き後等の問題特有の課題として、障がいのある子どもの将来像を描けないという漠然とした不安や、実際に保護者の支援を受けられなくなった場合にどうしてよいのか分からないという現実的な不安があるが、どこに相談してどのようにして解決してよいのか分からないといった状況が見られる。

そのような困りごとに対して制度的に相談支援を担う機関は、市内に19か所（平成28年3月末時点）ある相談支援事業所である。相談支援事業所は、主に障がいのある人たちの相談に幅広く対応していく相談（基本相談支援）と福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画の作成業務（計画相談支援）を行う。また、施設や病院等から地域へ移行するための支援や地域で生活をはじめた人の支援（地域相談支援）を行う事業所もある。

また、別府市では、4つの相談支援事業所を中核的な存在と位置づけ、相談業務の委託を行っている（委託相談支援事業所）。委託相談支援事業所は、他の相談支援事業所と同様に相談業務を行うほか、一般の相談支援事業所では対応が難しいケースの対応や支援、相談支援事業所の連携や相談員の人材育成、地域の課題解決に取り組む別府市障害者自立支援協議会の事務局機能等を担っている。

（図8）「課題5 相談体制の充実」の整理表



（1）相談支援が必要な状況

障がいのある人及び保護者等にとって相談支援が必要な状況のうち、現在の体制で不十分と思わ

れる状況として、次の2つが挙げられる。

① 日常的な生活の中で起こる問題に対する相談

障がいのある人及びその保護者にとっては、生活していく上で、障害福祉サービスには結びつかない困りごとについて相談したいことも多々出てくる。例えば、着ていく服が決められない、送られてきた書類の意味がわからない、家の雨漏りへの対応など様々である。

また、パニックになった、急に具合が悪くなったといった時などの緊急時の相談支援も求められる。

② 親亡き後等、将来に対する相談

障がいのある子どもの保護者等にとっては、今、この子をどうしていけばよいのか、ということにとらわれて、なかなか将来のことまで考えることができないという状況がある。しかしながら、漠然とでも、将来どのように暮していけばよいのかという不安もあるのも事実であり、これらに対する相談支援が必要である。

(2) 相談支援におけるポイント

① 相談しやすい窓口

機能する相談支援機関といえるには、まず、相談しやすい機関でなければならない。そのためには、幅広い内容の相談に対応できること、そして相談窓口として広く周知されていることが必要である。

幅広い内容の相談への対応については、計画相談が優先され、基本相談への対応が細やかにできていないという現状がある。日常的な相談の窓口となる機関としては、相談支援事業所があるが、現状では各事業所の相談員が一人当たり100件以上の計画相談を担当しているケースもあり、サービス等利用計画の作成に追われて、特に基本相談では一人ひとりの困りごとに対して細やかな支援を行っていくのは厳しい。人員についても相談支援事業所の経営状況からも簡単に増員することは難しい状況である。そのような状況では保護者も相談することに遠慮があるといった声が聞かれる。また、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど、障がいの種別によって特性が異なるため、相談支援専門員も全ての障がいの特性に対応していく難しさもある。

相談窓口として広く知られているということについては、現状では、障がいのある人や保護者にとっては、相談をしたくてもどこに相談したらよいかわからない、情報が入らないといった声が聞かれる。

② 相談支援の担い手同士で連携がとれていること。

相談支援の担い手としては、相談支援事業所をはじめ、行政、福祉サービス提供事業所（居宅介護事業所や就労継続支援B型事業所など）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域の住民などが考えられる。しかし、それぞれが担う支援内容も様々であり、必要な機関等をコーディネートする役割が求められている。

③ ライフプランの作成支援ができる体制

親亡き後等の問題の背景には、将来像が描けないことによる不安がある。こうした不安を和らげていくためには、長期的な視点に立って「親亡き後等」に備えることが必要である。そのためには必要に応じてライフプランの作成を支援していくことが求められる。

④ 緊急時に対応できる相談体制

障がいの特性によっては、急な発作やパニックに陥る、親等の急な入院や死亡等により支援する人がいなくなるといったケースもある。このようなことは、時間帯を選ばないため、常に相談を受けられる体制でなければならない。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>I 相談への敷居が高いこと。</p> <p>相談支援事業所では、相談件数が多く、特に基本相談については十分に対応しきれないのが現状である。また、そもそも相談支援事業所の存在を知らないという状況がある。</p>	<p>① 相談しやすい窓口（第3章「施策2」P39、「施策5」P41）</p> <p>民間の相談支援事業所では、相談件数が多い場合どうしても計画相談が優先されてしまい、基本相談に十分に対応できない状況にあるため、主に基本相談に対応するための公的な相談機関を設置することが考えられる。</p> <p>公的な相談機関を設置することにより、相談支援事業所の存在を知らないという問題はある程度軽減されるはずである。また、相談機関の存在を周知する取組にも力を入れる必要がある。</p>
<p>II 専門機関につなぐことができる体制が十分とはいえないこと。</p> <p>相談支援の担い手となる相談支援事業所、行政、福祉サービス提供事業所、民生委員・児童委員、地域の住民などをコーディネートする役割を担う存在が求められる。</p>	<p>② コーディネート機能を持った相談場所の設置（第3章「施策5」P41）</p> <p>相談支援の担い手間をコーディネートする基幹的役割を果たす相談場所を設置するなど、相談支援のコーディネートの仕組みをつくる必要がある。</p>
<p>III ライフプラン作成支援の仕組みがないこと。</p> <p>現状では、障がいのある人の数年後、十数年後を見据えた対応をするという仕組みはない。</p>	<p>③ ライフプラン作成への支援機能を持った相談窓口（第3章「施策5」P41）</p> <p>障がいのある人の将来の支援計画となるライフプランを作成する仕組みを構築するべきである。そのため、相談機関においてライフプランナーの育成や研修、支援者側の手引きとなる親亡き後等の問題解決マニュアルの作成を行うなどにより、支援体制を整える必要がある。また、ライフプランを作成する際に不足している支援やサービス、社会資源等がひとめで分かるようなアセスメントシートの作成も必要である。</p>
<p>IV 緊急時に対応できる体制とはいえないこと。</p> <p>緊急時の対応を考慮すれば、24時間対応できる体制である必要があるが、現在は、24時間対応できる相談窓口はない。</p>	<p>④ 緊急時に対応できる体制の構築（第3章「施策5」P41）</p> <p>今後は24時間の支援を行っていく体制の構築を検討する必要がある。また、現状では、緊急状態に至ったときの対応について支援者間で共有する仕組みがないため、各専門機関の連絡先を事前にリスト化するなどし、それを支援者が把握できる状況にしておくことも必要である。</p>

6 「課題6 地域福祉の推進」

親亡き後等の問題の解決に当たっては、これまでの、保護者による支援に頼っているという自助による支援体制から、共助及び公助を充実させて、自助・共助・公助の3つの支援で支えていくという体制に移行していくことが必要である。地域は、このうちの共助を担う最たる存在である。

地域には、共助の主体として、次のような役割を果たすことが期待される。

- ・ 見守りネットワークのうち、最も身近な存在としての役割（「課題1(1)ア」(P11)、「課題2(1)」(P19)）
- ・ 障がいのある人に困りごとがあるなどの場合に、相談窓口などの専門機関につなげる役割
- ・ 災害などの緊急時の支援を行う役割

なお、ここにいう地域とは、自治会に限らず、民生委員・児童委員、近隣住民、NPO法人など様々な人や団体が含まれている。

《現状の問題点と解決の方向性》

現状の問題点	解決の方向性
<p>I 地域のつながりが希薄であること。</p> <p>地域が上記の役割を果たす存在として有効に機能するためには、地域住民間で交流が活発になされるなど、つながりが十分にあることが前提となるが、本市に限らず、全国的な傾向として、自治会や近隣住民間でのつながりが希薄になっており、十分なつながりが保てているとはいえない状況である。</p>	<p>① 防災を契機とした地域ネットワークの構築（第3章「施策10」P46）</p> <p>災害時の避難等の問題は、全ての市民にとって関心の高いところである。皆が関心のある防災対策をきっかけとして、具体的には防災訓練や防災に関する地域単位の話合いなどを通じて、地域ネットワークを構築していくことが考えられる。</p> <p>② 交流の機会の創出（第3章「施策10」P46）</p> <p>地域で行われているイベントに障がいのある人が参加しやすい状況を作っていく必要がある。そのための具体的な取組について地域住民への働きかけを行っていく必要がある。また、交流の場として、地域住民と障がいのある人が出会うサロンのような場所が必要である。</p>
<p>II 地域の障がいへの理解の不足</p> <p>障がいのある人に対する差別や偏見は未だ解消されているとはいえない状況がある。</p>	<p>③ 住民理解の促進（第3章「施策10」P46）</p> <p>「ともに生きる条例」の施行に加え、障害者差別解消法や県条例が施行されたことをきっかけとして、障がいに対する住民の理解を促進するための一層の取組を求めるものである。</p>

第3章 「親亡き後等の問題」解決のための施策について

本委員会では、前章において整理した現状の問題点に対する解決の方向性を基に、解決のための施策について検討を行った。その結果、以下に記載する10の具体的施策を提案するものである。ぜひ実現に向けて検討していただきたい。

また、施策の内容により、実現までの期間が異なってくるのが想定される。そこで、本委員会では、施策ごとに、想定される期間について、「短期」（1～2年程度で実現可能）、「中期」（3～5年程度で実現可能）、「長期」（実現までに5年以上の期間が必要）の3種類に分類し、下記に表示している。

なお、下記10施策以外で、第2章において「解決の方向性」として整理したものについては、いずれも「親亡き後等の問題」解決のためには、何らかの取組を講ずることが必要なものである。本委員会では、具体的な施策を検討するところまでは至らなかったが、本報告書で示した方向性を参考に必要な施策を打ち出していただきたい。

施策1 情報共有シート（通訳ブック）活用の仕組みの構築

施策の内容	障がいのある人の特性その他の情報を集約するシート（本委員会では、仮に「通訳ブック」という名称をつけた。）の様式をつくり、活用する仕組みをつくる。
期間	短期
対応する課題	課題1 意思決定支援・生活支援(1)イ（P12）

主に知的障がい、精神障がいのある人は、その人ごとに特有のこだわりなどの行動特性があるため、そういった特性を保護者から支援者に伝えたり、支援者同士で共有するための仕組みが必要である。

そこで、市において、①障がいのある人の特性などの情報を集約する「通訳ブック」の様式を作成し、さらにこれを活用する仕組みをつくることを求めるものである。仕組みづくりの具体例としては、②相談支援事業所をはじめとする障がい福祉サービス事業所その他の支援を行う人や機関に対する呼びかけ、③「通訳ブック」の一般への周知、④「通訳ブック」を記入するのは保護者及び支援者を想定しているため、相談支援専門員などから記入に関するアドバイスを受けられるよう相談支援専門員等に対して働きかけをすること、などが想定される。

なお、「通訳ブック」の様式作成に当たっては、相談支援専門員などの専門家から意見を聴いて作成することが重要である。通訳ブックを活用する仕組みについても、障害福祉サービス事業者と連携をとりながら行う必要がある。

施策2 親亡き後等の問題に必要な情報を集約したパンフレットの作成等の広報活動

施策の内容	親亡き後等の問題に関し必要な制度情報等を集約したパンフレットを作成し、障がいのある人や保護者に配布する。
期間	短期
対応する課題	課題1 意思決定支援・生活支援(1)イ（P12）、I①（P13）、(2)イ①（P16） 課題3 社会参加の場(2)ア②（P24） 課題4 経済面の問題(1)②（P29）、(2)①（P30）、(3)①（P31） 課題5 相談体制の充実①（P34）

相談機関や利用できる障害福祉サービス、医療費の助成制度（自立支援医療、重度心身障害者医療助成）や補装具費・日常生活用具費の給付制度、就労支援機関、その他児童発達支援、成年後見制度、日常生活自立支援事業など、親亡き後等の問題を構成する様々な課題の解消に役立つ制度の情報を集約して載せたパンフレットを作成し、障がいのある人や保護者などに、広く配布する。

これにより、制度の存在を知らないために活用の機会を逸してしまうというのを防止し、障がいのある人や保護者の親亡き後による不安を軽減することができると考えられる。

施策3 障害者支援施設に入所している人への対応

施策の内容	障害者支援施設に入所する障がいのある人の地域移行に備え、定期的に面談を行い、本人の意思の確認を行うなどの対応を行う。
期間	短期
対応する課題	課題2 居住の場の問題(3)② (P21)

施設に入所する人が施設を出て地域移行する場合に備え、生活状況の聞き取りや本人の意思確認等を細やかに行うことが求められる。市内施設に空きがないことなどにより市外の障害者支援施設に入所する人もいるが、こうした人も当然対象として行っていく必要がある。

具体的には、市職員等が定期的に各施設を訪問し、本人と面談を行い、本人の状況の確認や本人が希望することなどについて聞き取りを行うことが考えられる。少なくとも数年に1度は行う必要がある。

施策4 就労継続支援B型事業所間の連携強化を図るための支援

施策の内容	就労継続支援B型事業所間の連携強化を図るため、就労継続支援B型事業所が定期的に集まる機会をつくる。
期間	短期
対応する課題	課題3 社会参加の場(3)② (P26)

就労継続支援B型は、支援を受けながら、働くための訓練を受けることができるサービスであると同時に、居場所としての性格も有する。

市内には、就労継続支援B型事業所は、22か所あり(平成28年3月末時点)、事業所数は多いが、必ずしも障がいのある人のニーズに合ったサービスの提供ができているとはいえない状況である。

そこで、市内の各就労継続支援B型事業所が定期的に集まり、各事業所の取組内容を把握したり、連携して取組を行う機会をつくることを求める。それにより、他の事業所の取組を参考にして経営改善が図れ、また障がいのある人のニーズ把握につながるとともに、他の事業所との差別化を図っていくことで、各事業所が仕事内容などで独自性を打ち出していくことにつながっていくものと思われる。

利用者の立場からみても、こうした流れは、仕事内容の選択肢が増えることにつながるため、メリットは大きい。

施策 5 相談支援の拠点の整備

施 策 の 内 容	①相談しやすい窓口・様々な相談に対応できる体制、②コーディネート機能を持った相談場所、③ライフプラン作成への支援機能、④緊急時に対応できる体制、の4要件を備えた相談支援の拠点を整備する。
期 間	短期・中期
対 応 す る 課 題	課題5 相談体制の充実①～④（P34）

前章の課題5の中で整理したとおり、相談支援については、まず、①相談しやすい窓口であることが必要である。そのために、主に基本相談に対応するための公的な相談機関を設置するべきである。

次に、②コーディネート機能を持った相談機関が必要となる。相談支援事業所、行政、福祉サービス提供事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などが障がいのある人からの相談を受ける機関として考えられるが、これらをコーディネートする役割を担う相談機関を設置すべきである。

また、③ライフプラン作成への支援機能を持った相談窓口づくりが必要である。そこで、相談機関においてライフプラン作成を支援する体制を整えるべきである。支援の内容としては、ライフプランを作成するライフプランナーの育成や研修を行うとともに、ライフプランナーなど支援者側の手引きとなる親亡き後等の問題解決マニュアルの作成を行うなどが考えられる。

さらに、④緊急時に対応できる体制の構築を検討するべきである。具体的には、24時間相談体制が必要である。また、現状では、緊急状態に至ったときどのような対応をとるのかということが支援者の間で共有されている状態ではないため、今後は、各専門機関の連絡先を事前にリスト化するなどし、それを支援者が把握できる状況にしておくことも必要である。

以上の点を踏まえ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センター（障害者総合支援法第77条の2）など、相談支援の拠点を整備することを求めるものである。

基幹相談支援センターは、相談場所がわからない一般からの相談の受け付けや相談内容に応じて対応できる相談支援事業所の紹介、専門的なケースを担当するなど総合的・専門的な相談支援を行う。また、相談支援事業所への専門指導、助言や人材育成など地域の相談体制の強化、権利擁護・虐待防止への対応、地域移行・地域定着への取組を行う役割を担うことができる。

本市では、現在は委託相談支援事業所である4事業所がこの役割を担っているところであるが、障がいのある人や保護者が相談しやすい体制になっているか、他の相談支援事業所への支援体制、コーディネート機能等は十分かなど、検証をしていく必要がある。

その上で、本市の地域性に合った基幹相談支援センターのあり方、体制を構築し、拠点施設としての位置づけをつくっていくことが求められる。

また、将来的には、障がいのある人だけでなく、子ども、障がいのある人、高齢の人など、全てのライフステージにおける相談を受け付ける地域福祉活動拠点「別府市総合福祉保健センター（仮称）」の設立を求めるものである。

施策6 ボランティアの確保・育成及びボランティアによる支援体制の整備

施策の内容	ボランティアが見守り等の支援を行う体制を制度化し、必要なボランティアの確保及び研修会の開催等により育成する。
期 間	中期
対応する課題	課題1 意思決定支援・生活支援(1)ア① (P11) 課題2 居住の場(1)② (P19) 課題4 経済面の問題(3)② (P31)

地域で暮らす障がいのある人の多くは、普段の生活において支援者の見守りを必要とする。この見守りは、保護者が担っているケースが多いが、親亡き後等を考えると、保護者に代わる担い手が必要となる。そこで、ボランティアによる見守りを制度として構築することが求められる。

そこで、ボランティア活動に対する相談、調整等を行っている別府市社会福祉協議会と連携するなどにより、必要なボランティアを確保し、見守りのノウハウを習得できるような研修会を開催するなどして育成し、必要な人が全て見守りを受けることができるような制度を作り上げていくことを検討すべきである。

なお、横浜市では、平成22年4月から、ボランティアなどによる見守り体制を制度化した「後見的支援制度」をスタートさせている。こうした他自治体の事例なども参考に、本市に合ったボランティアによる見守り制度の整備を求めるものである。

施策7 家庭内での訓練への支援体制の構築

施策の内容	家庭内での訓練（意思決定の経験を積む訓練、身の周りのことなど自分でできることを増やしていく訓練、「受援助能力」を身につけていく訓練）を適切に行うことができるように、家庭内での訓練を行う保護者等がノウハウを習得することができる研修の場を創設するとともに、研修を行う指導者又はアドバイザーを確保・育成する。
期 間	中期
対応する課題	課題1 意思決定支援・生活支援(2)ア③（P15）

支援を必要とする障がいのある人については、支援を手厚くしていくとともに、意思決定や「受援助能力」を含む生活スキルについて、早いうちからトレーニングを行い、経験値を増やすことで、自分でできることをできるだけ増やしていくことも大切である。できることが増えれば、それだけ自己実現の幅が広がるからである。

既存制度では幼少時から訓練を行うことができる場はあまりないこともあり、早いうちから、日常的に訓練を行うことのできる場となる家庭内での訓練は非常に重要である。

しかし、家庭内での訓練の担い手として想定される保護者には、ノウハウが不足しており、ノウハウを学ぶ場も確立されていない。

そこで、市において、保護者が家庭内訓練のノウハウを習得することができる研修の場を設置することが求められる。また、研修を行う指導者やアドバイザーの確保・育成も必要となる。

研修の開催に当たっては、障がいのある人やその保護者と同じ目線に立つて行うことができることから、各障がいの当事者団体などによるピアサポートという形で行うことが考えられる。

施策 8 ショートステイ施設及びグループホームの整備促進

施 策 の 内 容	ショートステイ施設やグループホームの不足を解消するため、補助等による財政支援や複合的施設の整備促進などを行う。
期 間	中期
対 応 す る 課 題	課題 1 意思決定支援・生活支援(2)Ⅰ①② (P 17) 、オ (P 17) 課題 2 居住の場(2)① (P 20)

ショートステイは、保護者の支援が受けられなくなる前に少しずつ保護者から離れて暮らす経験をする場や、社会に出る前に社会性を身につけておくための訓練をする場などの訓練の場として、今まで以上に活用していくべきものであり（第 2 章 1 (2) エ、オ (P 17)）、またグループホームは、地域の中で家庭的な雰囲気のもと、共同生活を送ることができる施設であり、今後需要が増え続けていくことが想定される（第 2 章 2 (2) (P 20)）。

現状では、これらの施設は十分に確保されている状態ではないため、施設の整備促進のための施策を講ずる必要がある。

具体的施策としては、土地の提供や土地・建物の取得のための財政支援、借入れに対する利息分の補助、運営費に対する補助などが考えられる。また、経営の効率化を考慮し、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、生活訓練などが一体化した複合的施設の整備を促進していくことも考えられる。

グループホームについては、既存の建物を使用するサテライト型住居の促進策や、空家のグループホーム転用の支援なども講ずるべき施策の一つである。

施策 9 自助会の活動の場の確保・情報発信等に関する支援

施 策 の 内 容	①市役所や市の所管する施設の開放その他自助会が活動の場を確保するために必要な支援、②情報集約・情報発信・ネットワーク化などの自助会の存在を周知する活動に関する支援を行う。
期 間	中期
対 応 す る 課 題	課題 1 意思決定支援・生活支援(1)ア③ (P 12) 課題 2 社会参加の場(2)ア①② (P 24)

自助会は、共通の悩みを持つ者が集うことで、心の交流や情報の共有が行われ、障がいのある人や保護者の孤立を防ぎ、見守りの担い手としても重要な役割を担うことが期待される。ただし、自助会は、組織の基盤が弱いものが多く、安定して活動を行うことができる体制でないこと、自助会の存在が知られていないため人が集まらないといった問題がある。こうした問題を補うためには、市の支援が必要となる。具体的には、①活動の場の確保に関する支援、②情報の集約、情報発信、情報のネットワーク化などの自助会の存在を周知することが想定される。

①については、自助会の活動場所として、市役所や地区公民館等の公共施設の開放や、自治会が運営する公民館・集会所等の活用などの支援を行ったり、それらのコーディネートを支援する人材を確保したりといったことが挙げられる。

②については、自助会の存在・活動内容などの情報を集約し、障がいのある人に届くように情報発信を行ったり、情報のネットワーク化を図ったりする活動を市自らが行うか、又はこうした活動を行う団体等に対して財政的・人的その他の支援を行ったりといった取組が挙げられる。

施策 10 地域のつながりの再構築

<p>施 策 の 内 容</p>	<p>①防災訓練や防災に関する地域単位の話合いを定期的に行うなど、防災をキーワードとして地域ネットワークの再構築を図るとともに、②障がいについて地域住民対して啓発したり、地域の障がいのある人とない人が交流できるサロンのような場所を設置したりなどの「啓発活動と交流の場の創出」を行う。</p>
<p>期 間</p>	<p>中期・長期</p>
<p>対 応 す る 課 題</p>	<p>課題 1 意思決定支援・生活支援(1)ア④ (P 12) 課題 2 居住の場(1)③⑤ (P 19)、(2)② (P 20)、(3)③ (P 21) 課題 3 社会参加の場(2)ウ①② (P 25)、(3)③ (P 26) 課題 6 地域福祉の推進①～③ (P 36)</p>

地域には、共助の主体として、「見守りネットワークのうち最も身近な存在」「障がいのある人に困りごとがあるなどの場合に相談窓口などの専門機関につなげる存在」「災害などの緊急時の支援を行う存在」といった役割が期待される。

地域がこうした役割を果たす存在となるために、次の施策を提案する。

① 防災をキーワードとした地域ネットワークの再構築

地域が上記の役割を担うためには、地域住民間で交流が活発であるなど、つながりが十分にあることが前提となるが、自治会や近隣住民間のつながりはむしろ希薄になっていっているのが現状である。今後、何らかの形で地域のつながりを再構築していくことが必要となる。

そこで、市民にとって関心の高い「防災」をキーワードとした地域ネットワークの構築のきっかけづくりを行うことを提案する。具体的には、地域単位で防災訓練を開催したり、防災に関する地域単位の話合いを定期的に行うことなどにより、住民間の交流を促進していくことをめざすものである。

② 啓発活動と交流の場の創出

障がいのある人は周囲の偏見や自己に対する引け目を感じるなどにより、地域の行事などに参加しにくい状況が存在する。

そこで、まずは障がいへの理解を地域住民に対して啓発していくことが必要である。また、地域の障がいのある人とない人が交流できるサロンのような場所を設置することが求められる。サロンは、形式は問わないが、新たに設置するほか、地域活動支援センターを活用することなどが考えられる。

(図9) 課題・解決の方向性・施策のまとめ

課 題		解決の方向性	施策(第3章)	
(課題1) 意思決定支 援・生活支援	(1)生活 支援の 充実	ア 様々な場面で見守りを受ける体制	① ボランティアの活用(見守り) ②民間事業者への働きかけ ③ 自助会充実 ④ 地域への働きかけ	施策6 施策9 施策10
		イ 障がいのある人の特性等の情報共有	情報を集約するシート(通訳ブック)の作成・活用 情報を集約するシート(通訳ブック)の作成・活用	施策1 施策2
		ウ 介護等の提供体制の充実	研修会開催	
		エ 成年後見制度・日常生活自立支援事業	① 制度の周知 ②法人後見事業・市民後見事業の実施	施策2
	(2)訓練 する場と 機会の 提供	ア 家庭内での訓練	①早期発見の仕組み ②専門の支援につなげる体制 ③ 訓練の指導者等の育成、研修の場の創設	施策7
		イ 「保育所・幼稚園・児童発達支援・保育所等訪問支援」・「支援学校・放課後等デイ」	① 「児童発達支援」制度の周知活動 ②保育所等に専門家を派遣する制度の実施	施策2
		ウ 機能訓練及び生活訓練	職員のスキルアップのための施策	
		エ ショートステイ	① ショートステイの整備促進 ② 施設間の連携促進	施策8 施策8
		オ 一般就労、就労継続支援A型、B型事業所による研修	社会性獲得の場としてショートステイの活用	施策8
(課題2) 居住の場	(1)自宅(持ち家・民間賃貸住宅・公営住宅)	①成年後見制度・日常生活自立支援事業 ② ボランティアの活用(見守り) ③ 地区単位の集いの場 ④バリアフリー対応住戸の整備 ⑤ 住民理解の促進 ⑥保証人制度の創設	施策6 施策10 施策10	
	(2)グループホーム	① 設置・運営に対する支援 ② 住民理解の促進	施策8 施策10	
	(3)障害者支援施設(施設入所支援)	①設置・運営支援 ② 入所者への対応 ③ 施設と地域との交流 ④地域移行支援	施策3 施策10	

課 題		解決の方向性	施策(第3章)	
(課題3) 社会参加の 場	(1)日中 活動の場	ア 地域活動支援センター	補助制度、集える場の創出	施策10
		イ 生活介護	基準該当障がい福祉サービスの創設・活用	
	(2)集いの 場	ア 自助会	①活動の場の確保への支援	施策9
			②周知活動への支援	施策2
		イ 文化・スポーツ活動	活動の場の確保と指導員の育成	施策9
	(3)居場所としての社会的就労	ウ 地域団体	①住民理解の促進	施策10
		②交流の機会の創出	施策10	
		①経営支援 ②連携強化 ③地域との交流の促進	施策4 施策10	
(課題4) 経済面の問 題	(1)就労の場	①合理的配慮 ②支援制度の活用	施策2	
	(2)年金・手当等	①パンフレット等の作成・配布 ②窓口での案内と連携 ③支援者への理解促進	施策2	
	(3)資産管理	①制度の周知 ②見守り体制の充実 ③金銭管理能力の育成	施策2 施策6	
(課題5) 相談体制の充実		①相談しやすい窓口 ①相談しやすい窓口 ②コーディネート機能を持った相談場所の設置 ③ライフプラン作成への支援機能を持った相談窓口 づくり ④緊急時に対応できる体制の構築	施策2 施策5 施策5 施策5 施策5	
(課題6) 地域福祉の推進		①防災を契機とした地域ネットワーク ②交流の機会の創出 ③住民理解の促進	施策10 施策10 施策10	

おわりに

「ともに生きる条例」は、障がいがあるがゆえに生活に不便を感じたり、差別や偏見を受けたりといった経験をしていた障がいのある人にとっては、これまでの現実を打開するための希望の光になるものである。

しかし、条例が施行されただけでは、障がいのある人の生活の改善にはつながらない。「ともに生きる条例」の掲げる高次の目的を達成すべく、行政が民間をも巻き込み、具体的な取組を推し進めていくことによって初めて、障がいのある人の不便さの改善や、市民の理解の獲得につながっていくのである。

「ともに生きる条例」では、障がいの理解への啓発活動、合理的配慮、差別解消施策など、共生社会実現に必要な取組を定めている。しかし、その中でも取り組むに当たって最も困難なものは、「親亡き後等の問題」ではないかと思う。なぜなら、「親亡き後等の問題」は、障がいのある人の生活全般に関わるものであるからである。すなわち、この問題については、障がいのある人の生活全般について課題を挙げ、分析していかなければ、解決の道筋を見出すことはできないのである。

本委員会は、この難問に対し、2年間という時間の中で、13回にわたる会議や2つの部会を設置して議論をするなどして、できる限りの検討を行ったつもりである。本委員会でまとめた解決策が、最良の方策であるとまで言うことはできないが、我々なりに議論を重ね、障がいのある人やその保護者の立場に立ち、分析を行った結果、解決のために必要であると結論づけたものである。

なお、論点が多岐にわたったため、解決策まで検討することができなかったものがある。これらについて、また具体的施策を実施に移していく上でより詳細な検討を加える必要があるものなどについては、今後、ワーキンググループや検討委員会のような組織を活用するなどして、具体的施策の検討を進めていただきたい。

本報告書が、親亡き後等の問題の解決の端緒となり、障がいのある人やその保護者が親亡き後等の不安に脅かされることなく、日々安心して暮らすことができる別府市が実現されることを切に願うものである。

参考資料

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会設置要綱

制定 平成26年4月 1日
別府市告示第142号
改正 平成27年9月14日
別府市告示第288号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（平成25年別府市条例第32号）第23条の規定に基づき親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を策定するに当たり、協議及び検討を行うため、別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 親亡き後等の問題の現状分析
- (2) 親亡き後等の問題の課題及びその解決のための総合的な施策の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉法人別府市社会福祉協議会に属する者
- (3) 自治委員及び民生委員
- (4) 障害福祉サービス事業又は障害児通所支援事業を行う者及びこれらの関係者
- (5) 障害のある人並びにその保護者及び関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第7条 委員会は、特定の協議事項について調査及び検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名した者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

7 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年9月14日別府市告示第288号）

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	機関・団体名/役職名	任 期
委 員 長	まつなが 松永 忠 ^{ただし}	社会福祉法人別府光の園/児童養護施設光の園施設長	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
副委員長	たなか 田中 康子 ^{やすこ}	特定非営利活動法人べつぶ優ゆう/理事長	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
委 員	いしはら 石原 雅義 ^{まさよし}	別府市自治委員会/会員	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
委 員	かわむら 河村 万里子 ^{まりこ}	別府市民生委員児童委員協議会/委員	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
委 員	かわの 河野 龍児 ^{りゅうじ}	別府市身体障害者福祉団体協議会/副会長	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
委 員	おおくぼ 大久保 多津子 ^{たつこ}	別府市手をつなぐ育成会/副会長	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
委 員	おおの 大野 有香 ^{ゆか}	別府さつき会/会員	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
委 員	やの 矢野 幸太郎 ^{こうたろう}	別府さつき会/会員	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
委 員	ひらの 平野 瓦 ^{わたる}	大分県立看護科学大学看護学部広域看護学講座/准教授	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
委 員	ふるかわ 古川 博文 ^{ひろふみ}	別府大学文学部人間関係学科/講師	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
委 員	あなん 阿南 文明 ^{ふみあき}	社会福祉法人別府市社会福祉協議会/事務局長	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 27 年 3 月 31 日
	はまもと 濱本 弘子 ^{ひろこ}	社会福祉法人別府市社会福祉協議会/事務局長	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 6 月 29 日
委 員	みなと 湊 博秋 ^{ひろあき}	別府市/福祉保健部長	平成 26 年 6 月 30 日 ～平成 27 年 5 月 31 日
	おおの 大野 光章 ^{みつあき}	別府市/福祉保健部長	平成 27 年 6 月 1 日 ～平成 28 年 6 月 29 日

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会開催結果

第1回	平成26年6月30日(月)	1 委員長及び副委員長の互選 2 委員会の運営
第2回	平成26年8月20日(水)	「親亡き後等の問題」を構成する問題点の洗い出し
第3回	平成26年10月17日(金)	「親亡き後等の問題」を構成する問題点の洗い出し
第4回	平成26年12月17日(水)	1 「親亡き後等の問題」を構成する問題点の整理 2 問題点の現状分析
第5回	平成27年2月23日(月)	問題点の現状分析
第6回	平成27年4月21日(水)	問題点の現状分析
第7回	平成27年6月29日(月)	問題点の現状分析及び解決策
第8回	平成27年8月27日(木)	今後の議論の方向性
第9回	平成27年10月2日(金)	今後のスケジュール
第1部会	平成27年10月21日(金)	「生活スキルの不足」「意思決定支援」に関する解決策の検討
第2部会	平成27年10月26日(月)	「居住の場」「社会参加の場」に関する解決策の検討
第2部会	平成27年11月9日(月)	「居住の場」「経済面の問題」に関する解決策の検討
第1部会	平成27年11月24日(火)	「生活スキルの不足」「地域との関係性」に関する解決策の検討
第2部会	平成27年12月7日(月)	「経済面の問題」「地域との関係性」に関する解決策の検討
第10回	平成27年12月17日(木)	解決策の検討について
第11回	平成28年2月26日(金)	報告書のまとめ方について
第12回	平成28年4月26日(火)	報告書案について
第13回	平成28年6月21日(火)	報告書について

別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例

制 定 平成 2 5 年 9 月 3 0 日
条 例 第 3 2 号
一部改正 平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日
条 例 第 5 8 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組

第 1 節 差別及び虐待の禁止（第 7 条・第 8 条）

第 2 節 相互理解の促進（第 9 条）

第 3 節 合理的配慮（第 1 0 条—第 1 6 条）

第 3 章 差別等事案を解決するための仕組み（第 1 7 条—第 2 2 条）

第 4 章 親亡き後等の問題を解決するための取組（第 2 3 条）

第 5 章 雑則（第 2 4 条）

附則

私たちのまち別府市では、身体障害者福祉モデル都市や住みよい福祉のまちづくりの指定を受け、障害のある人にとって住みやすいまちづくりが行われてきた。

しかしながら、障害のある人は、保育、教育、就労、医療、移動、生活環境、情報、防災、親亡き後等の問題など社会生活全般において、障害への理解の不足や社会にある様々な障壁により、依然として障害があるために諦めなければならない現実や障害への無理解による差別や偏見がなくなる状況があり、あらゆる場面で、生活のしづらさと不安を感じている。

また、平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災では、多くの尊い命と貴重な財産が失われ、障害のある人も多大な被害を受けた。このことに関する課題を明らかにし、考えられるあらゆる災害を想定した対応や対策を、市、市民及び事業者がお互いに連携・協働して講ずることにより、被害は最小限にとどめることができるものとする。

このような中で私たちは、障害のある人もない人も同じ地域社会の一員として、全てに隔たりがなく平等な機会が与えられ、誰もがありのままの存在を認め合い、一人ひとりの個人の尊厳や人格や思いが大切にされ、互いに支え合う心や共に思いやる心を育み、自己選択や自己決定を尊重する真の意味での自立と社会参加の実現を確立し、住む人も訪れる人も、障害のある人もない人も、全ての人が社会の一員として共生社会を築きあげる役割を担い、幸せや喜びを享受できる安心して安全に暮らせる別府市を実現することを目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、障害を理解し、障害のある人への差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組

に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって障害のある人もない人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体、知的、精神その他の心身の機能が傷病その他の事由によりその能力が発揮されないため、継続的に日常生活又は社会生活を営むに当たって、社会的な制度の整備及び支援を必要とする状態のことをいう。
- (2) 差別 障害を理由として不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 合理的配慮 障害のある人が、他の人と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁を取り除くに当たって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障害のある人にとって必要とされる社会的な制度の整備及び支援を行うことをいう。
- (5) 虐待 障害のある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと又は障害のある人をしてそれらの行為をさせることをいう。
- (6) 自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できることをいう。
- (7) 市民 別府市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (8) 事業者 別府市内において事業活動を行う全ての者をいう。

(基本理念)

第3条 全て障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を有する。

2 障害は、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることから、障害のある人に対しては合理的配慮が行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条に規定する目的の実現を図るため、前条に定める基本理念にのっとり、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組に係る施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組を行うに当たって、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 障害のある人への差別の多くが、障害に対する理解の不足から生じていることを踏まえ、障害に対する理解を広め、定着させること。
- (2) 公共的施設の整備その他障害のある人に関する施策を実施するに当たっては、障害のある人から意見を聴取するよう努めること。
- (3) 市、市民及び事業者が相互に連携し、障害のある人の選択を尊重して取り組むこと。
- (4) 障害のある人だけでなく、障害のない人にとっても暮らしやすい地域づくりにつながるもの考案の基に、多くの市民の参加のもとで取り組むこと。
- (5) 地縁による団体その他地域づくりを目的とする団体及び組織と連携し、協働を図ること。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、障害に対する理解を深めるとともに、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組に協力するよう努めなければならない。

(合理的配慮の評価)

第6条 市は、毎年度、この条例に基づく合理的配慮の実施状況を確認し、その評価を行わなければならない。

第2章 障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組

第1節 差別及び虐待の禁止

(差別の禁止)

第7条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。

(虐待の禁止)

第8条 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

第2節 相互理解の促進

第9条 市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。

第3節 合理的配慮

(生活支援に関する合理的配慮)

第10条 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。

2 市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。

3 市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。

4 市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。

5 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。

(生活環境に関する合理的配慮)

第11条 市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。

2 市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援

に努めるものとする。

- 3 市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。
- 4 市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。
- 5 市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。

(防災に関する合理的配慮)

第12条 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。

- 2 市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。

(雇用及び就労に関する合理的配慮)

第13条 市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。
- 3 市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。

(保健及び医療に関する合理的配慮等)

第14条 市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。

- 2 市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。
- 3 市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。
- 4 医療及び介護に関する事業者は、従事者に対して、障害に対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。

(保育及び教育に関する合理的配慮等)

第15条 市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。
- 3 市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。

(芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮)

第16条 市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。

第3章 差別等事案を解決するための仕組み

(相談)

第17条 障害のある人、その家族又はその関係者は、障害のある人への差別又は虐待に該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）について、市に相談することができる。

2 市は、前項の規定による相談があったときは、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 関係者への事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) 関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (3) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (4) 関係行政機関への紹介を行うこと。

3 市は、障害のある人への相談支援を行う事業者に、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

(助言又はあっせんの申立て)

第18条 障害のある人は、差別等事案があるときは、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障害のある人の家族その他関係者は、前項に規定する申立てをすることができる。ただし、障害のある人本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の規定による申立ては、その差別等事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。
- (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（その期間に申立てができなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。
- (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

(調査)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第20条 市長は、前条の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、別府市障害者差別等事案解決委員会に対し、助言又はあっせんを行うことについて諮問するものとする。

2 前項の場合において、別府市障害者差別等事案解決委員会が助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、市長は、当該差別等事案に係る障害のある人及び関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第21条 市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別又は虐待を

したと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別又は虐待をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(別府市障害者差別等事案解決委員会の設置)

第22条 市長の附属機関として、別府市障害者差別等事案解決委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、差別等事案に係る申立てについて調査及び審議する。
- 3 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 4 委員は、障害のある人への差別又は虐待に関し、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 9 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第4章 親亡き後等の問題を解決するための取組

第23条 市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

第5章 雑則

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 (略)

附 則 (平成27年12月24日条例第58号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。